

日本の地方自治体における 多文化共生の現在と今後

「多文化共生と外国人受け入れについて
のアンケート調査 2017」

調査報告書

目次

1. 調査の概要	1
1) 調査の背景と目的	1
2) 調査の実施概要	2
2. 調査結果	4
1) 回答自治体の属性	4
2) 調査結果の集計・分析	9
(1-1) 現行の多文化共生施策について（図表）	9
(1-2) 現行の多文化共生施策について（分析）	16
(2-1) 外国人・移民の受け入れ拡大について（図表）	23
(2-2) 外国人・移民の受け入れ拡大について（分析）	28
(3-1) 移民政策について（図表）	32
(3-2) 政府がとるべき移民政策について（分析）	34
3) 終わりに	35
・資料編	36

1. 調査の概要

1) 調査の背景と目的

法務省によると、2017年6月末現在、日本に中長期に在留する外国人は、過去最高の約213万人（特別永住者をあわせると約247万人）となった。半年前の2016年末に比べ約8万8千人（増加率：4.41%）増加したことを踏まえると、日本に在留する外国人が急激に増えていることが読み取れる。

また、少子高齢化による人口減少の背景に、幅広い分野で需要が高まっている外国人材について、その受け入れを拡大・促進する仕組みが政府から打ち出されている。在留資格「介護」の新設などを盛り込んだ入管法の改正や、「外国人の技能実習の適正な実施および技能実習生の保護に関する法律」の制定・施行、国家戦略特区の活用による外国人材の受け入れ促進などが、外国人の受け入れ拡大にかかわる代表的な制度・政策の動きであろう。この事情は、今後日本への人の流入と、日本で生活を営みその基盤を築く者が増加することで、日本社会がより一層多文化・多民族社会へ進展することを意味する。

一方、外国人を地域社会の構成員として位置づけ、そのための多文化共生の地域づくりの推進が必要であるとし、総務省は、2006年3月に「地域における多文化共生推進プラン」¹を策定した。草のレベルを中心に使われていた「多文化共生」という言葉が政府レベルではじめて政策スローガンとして掲げられたのだ。その結果、地方自治体における多文化共生の取り組みが全国的に展開され、各自治体が多文化共生の推進に関する指針・計画を策定するうえで重要な契機ともなった。同プランの策定から10年あまり経った今、政策の今後の方向性を考えるうえで、地域における多文化共生の取り組みの現状を把握・整理することは欠かせない作業であろう。

こうした背景から、日本国際交流センター(JCIE)では、地方自治体における外国人住民に対する施策の展開状況と課題、政府の政策及び外国人・移民受け入れについての現状認識等を把握・整理し、地域社会の実態・特徴に応じた取り組みの具体化に向けた一助となることを目的として、2014年、2015年に続いて、「多文化共生と外国人受け入れについてのアンケート 2017」を実施した。今回の調査では、多文化共生施策の実施有無にとどまらず、現行の施策・取り組みについての評価、今後の展望を多角的に測定、分析するための質的情報を得ることを試みた。また、その質的情報を設問間のクロス集計や、人口変動、在留外国人にかかわる指標などとのクロス分析することで、地域によってどのような違い、傾向が存在するのかなどを捉えることに努めた。

今回の調査が、今後より一層多文化・多民族社会化すると予想される日本社会において、外国人（住民）が社会の構成員となりうる包括的な取り組みのあり方や、それぞれの地域社会の実態・特徴に応じた取り組み・体制作りに関する議論の具体化、そして多様な人々が社会に参画し、活躍できるような基盤づくりの一助になれば幸いである。²

¹ 総務省は、同プランの通知にあたって、地域における多文化共生を進める基本的な考えを「コミュニケーション支援」、「生活支援」、「多文化共生まちづくり」、「多文化共生施策の推進体制の整備」とし、①コミュニケーション支援は情報の多言語化と日本語および日本社会に関する学習支援、②生活支援は居住、教育、労働環境、医療・保健・福祉、防災など、③多文化共生のまちづくりは地域社会に対する意識啓発、外国人住民の自立と社会参画、④多文化共生の推進体制の整備は担当部署の設置や横断的連携、地域における各主体の役割分担と連携・協働から構成されるとした。本報告書では、この4つの分類をもとに自治体の多文化共生施策・取り組みを分類、解析することとする。

² 本アンケート調査に多大なご理解とご協力をいただいた対象自治体の方々、そして、回答の集計、関連データの収集などにご協力いただいた齋藤奈津美さん（慶応義塾大学法学部）に、この場を借りて感謝申し上げたい。

2) 調査の実施概要

(1) 調査期間

2017年8月28日～9月28日（10月20日到着分まで集計）

(2) 調査対象

都道府県及び政令指定都市

(3) 調査方法

質問票を郵送・メールにより配布し、回答をファックス・メールにて回収

(4) 調査対象数・回答数

	配布数	回収数	回収率
都道府県	47	31	65.9%
政令指定都市	20	13	65%
合計	67	44	65.6%

(5) 質問項目

質問項目は、回答自治体の属性のほか、3分類となっている。第1に現行の多文化共生施策・取り組みについて、第2に外国人・移民受け入れ拡大についての認識、第3に政府が取るべき外国人政策についてである。具体的な質問項目の概要は、下記の通りである。

1. 現行の多文化共生施策について
 - 問1 現在の多文化共生施策・取り組みの評価
 - 問2 過去2年間新たに始めた、または検討中の多文化共生施策・取り組みの内容
 - 問3 多文化共生施策・取り組みを実施する理由
 - 問4 多文化共生への取り組みによる地域住民・企業等の意識変化
 - 問5 現在の多文化共生施策・取り組みの課題
2. 外国人・移民の受け入れ拡大について
 - 問1 来日・在住する外国人の今後の動向
 - 問2 地域で就労・生活する外国人の増加による影響
 - 問3 政府の外国人受け入れ・就労促進政策・施策の評価
 - 問4 来日・在住目的別の受け入れ規模
3. 移民政策について
 - 問1 今後政府が取るべき外国人受入政策

(6) 留意点

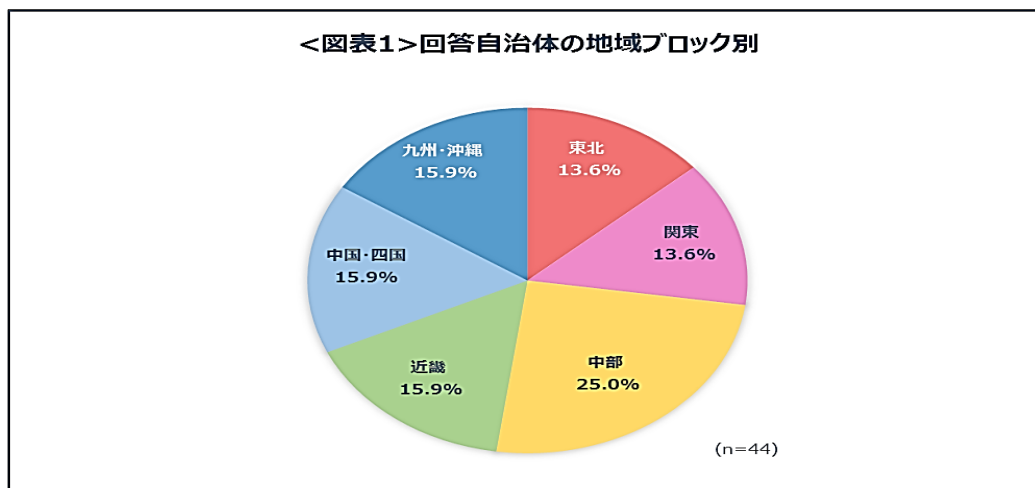
- ①設問には一つのみ答えるもの（単数回答）と複数回答のもの、自由回答のものがあり、複数回答及び自由回答では、表記の割合の合計が必ずしも100%ではない。
- ②設問の中には前問の回答項目のうち該当する人のみが答える「限定質問」と「自由回答」があり、「回答者数」が全体より少ないものがある。
- ③回答の比率は、その質問の回答者数を基数として算出した。なお、基数となるべき実数は、(n)として表示した。ただし、〈図表 7-1〉、〈図表 7-2〉では現在の進捗状況の評価・認識を、〈図表 13-1〉、〈図表 13-2〉外国人増加による影響についての認識を、分かりやすく対比させるため、「わからない」と回答した数は除いている。
- ④4 つまたは 5 つの選択肢(尺度)を設けた回答方法については、点数を割り振って集計・算出した。ただし、集計グラフのうち、「わからない」と回答した件数を集計・算出より除外しているものがある。

2. 調査結果

1) 回答自治体の属性³

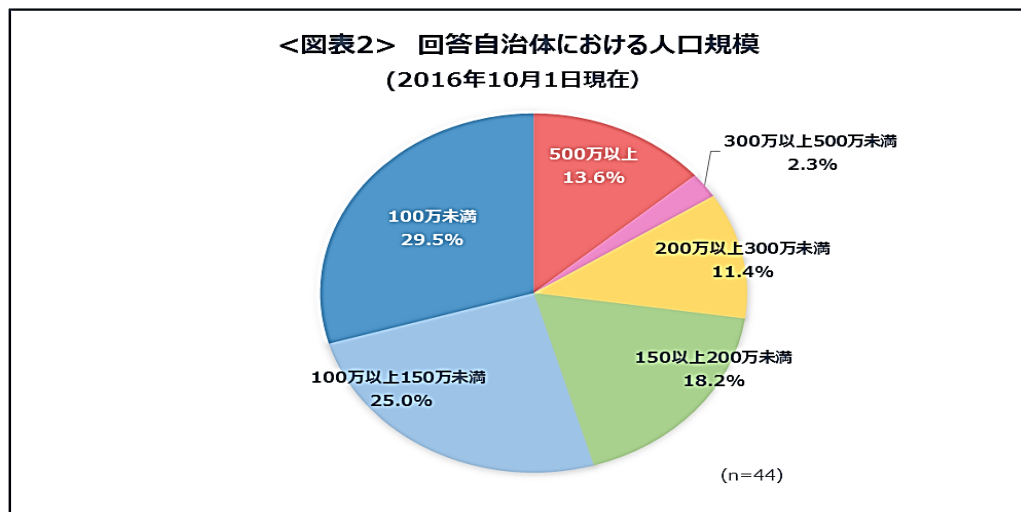
(1) 地域別

今回のアンケートに回答した自治体の地域別分布をみると、「中部」が25%と最も多く、次いで「近畿」(15.9%)、「中国・四国」(15.9%)、「九州・沖縄」(15.9%)となっている(図表1)。



(2) 人口規模 (2016年10月1日現在)

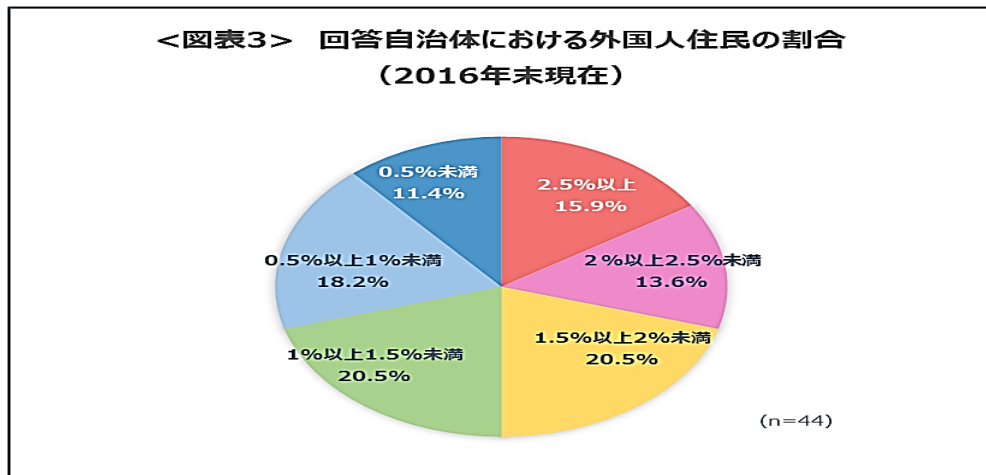
人口規模をみると、地域別分布にちよる形で、「100万未満」(29.5%)が最も多く、次いで「100万以上150万未満」(25%)、「150万以上200万未満」(18.2%)となっている(図表2)。



³ 本報告書で使われる比率、増加率などは、①日本の人口関連データ：総務省統計局による各年度10月1日現在の都道府県人口推計及び各政令指定都市による人口推計、②在留外国人関連データ：法務省の各年度12月末現在の在留外国人(登録外国人)統計に基づいて算出されたものである。なお、総人口に占める外国人の割合は、入手可能な統計データの制限により、各年度10月1日現在の総人口と各年度12月末現在の在留外国人人数からおおよその比率を算出した。

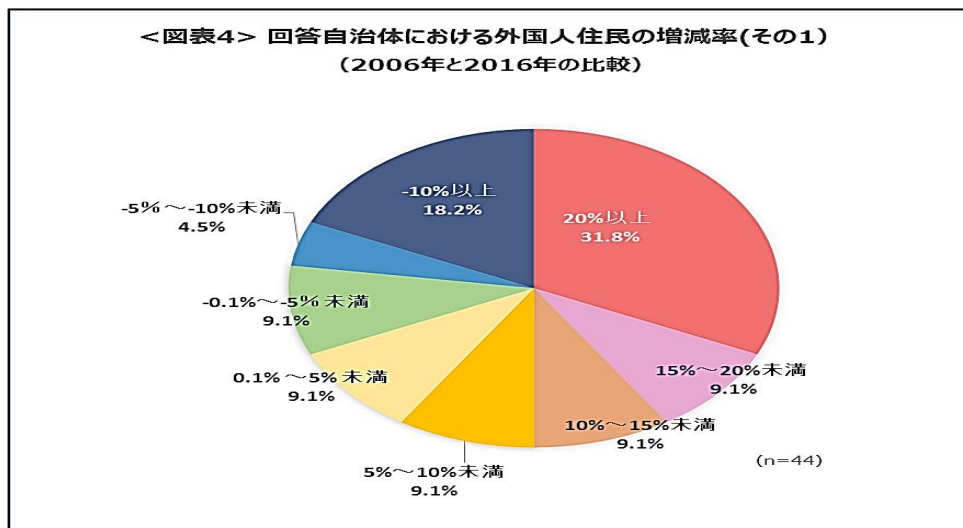
(3) 外国人住民の割合

外国人住民の動向を現す指標として、回答自治体の総人口に占める外国人住民の割合をみると、「1%以上 1.5%未満」および「1.5%以上 2%未満」が 20.5%で最も多く、次いで「0.5%以上 1%未満」(18.2%)、「2.5%以上」(15.9%)となっている(図表 3)。2016年 12月現在、日本の総人口に占める在留外国人のおおよその割合「1.88%」⁴を基準にすると、今回のアンケートに回答した自治体の「68.1%」が総人口に占める在留外国人割合の 1.9%より低いこととなる。



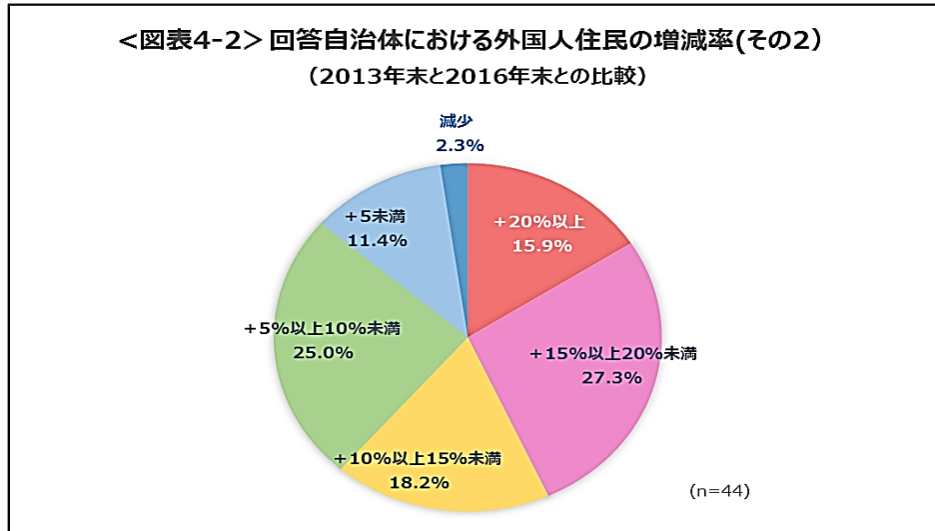
(4) 外国人住民の増減

外国人住民数の増減については、10年前の 2006年と比較して、増加率 20%以上の自治体が「31.8%」(14件)となり、全体の約 3分の 1において外国人住民の増加が目立つ一方、減少した自治体も「31.8%」と同レベルである(図表 4)。また、増加率および減少率が 5%未満で実質的な外国人住民数の変化がみられない横ばいともいえる自治体が「18.2%」(8件)となっている。



⁴ 2016年 10月 1日現在の日本の総人口が 126,933,000人(総務省統計局)で、2016年 12月末現在在留外国人人数が 2,382,822人(法務省入国管理局)であるので、2016年末時点での在留外国人が日本の総人口に占める割合は、おおよそ 1.88%(小数第二位以下を四捨五入)となる。

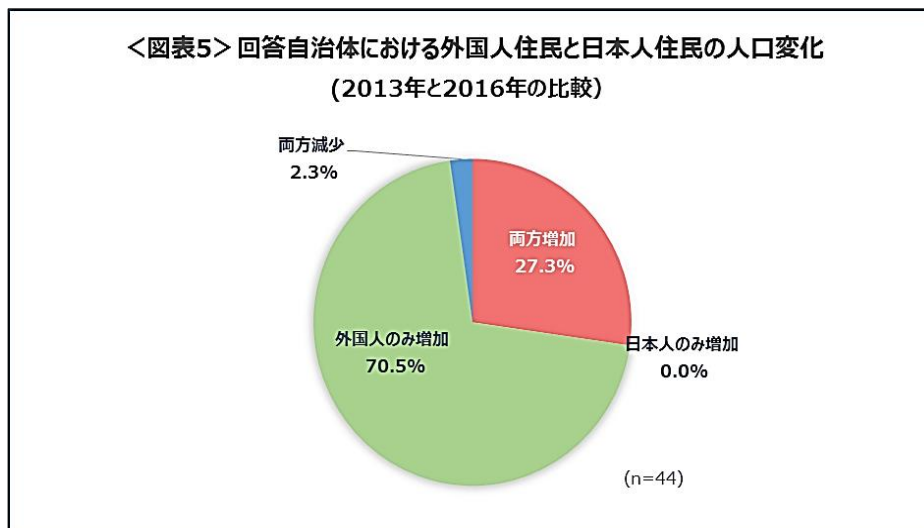
ただし、近年の外国人住民の数の変化を見ると、日本に暮らす外国人の数が全国において増えていることがわかる。3年前の2013年と比較すると、全国における外国人住民の増減率「15.2%」で、10年前の「14.3%」より高く、「増加率15%以上20%未満」が27.3%と最も多い。次いで「増加率5%以上10%未満」(25%)、「増加率10%以上15%未満」(18.2%)となっており、減少したのは「2.3%」にすぎない(図表4-2)。



(5) 外国人・日本人別の人口変動

外国人・日本人の別に人口を3年前と比べると、日本人は68万1千人の減少で減少率0.5%であるのに対して、外国人は31万6千人の増加で増加率15.3%であり、日本の総人口の減少率は日本人の減少率より低い0.37%となっている。

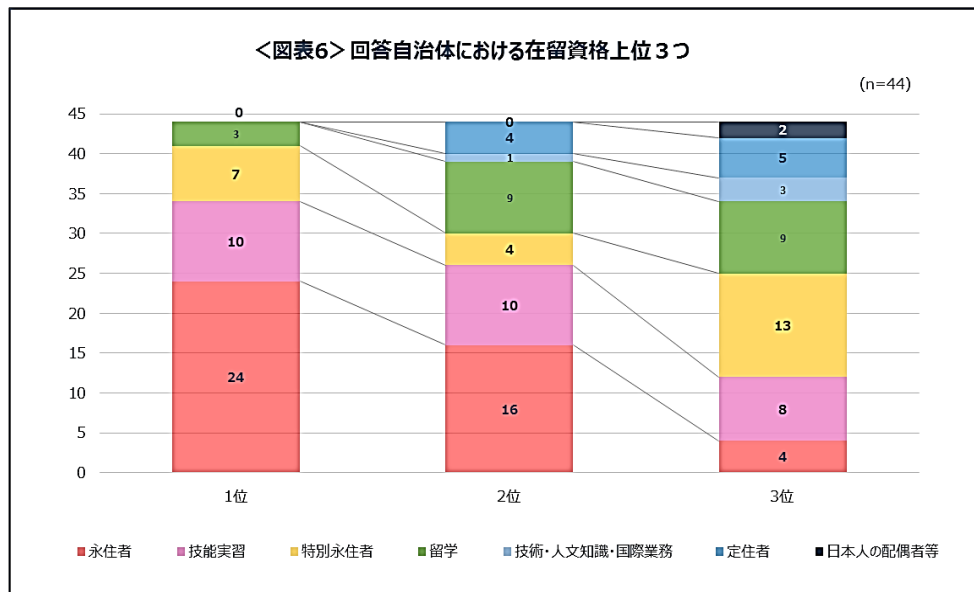
今回の回答自治体においても、3年前に比べて、「外国人のみ増加」(70.5%)が最も多く、次いで「日本人・外国人両方増加」(27.3%)、「両方減少」(2.3%)となっており、「日本人のみ増加」は皆無である(図表5)。また、回答自治体の「73%」(32件)において、日本人の減少によって、地域の人口に占める外国人の比率の増加率が外国人数の増加率を上回っている。つまり、日本人の減少と外国人の増加があいまって地域社会における外国人住民のプレゼンスが高まっていることに留意する必要がある。



(6) 在留資格別

在留目的別については、2017年6月現在全国の在留資格別の在留外国人数は、「永住者」が73万8,661人（構成比29.9%）と最も多く、次いで「特別永住者」（33万4,298人、13.5%）、「留学」（29万1,164人、11.8%）、「技能実習」（25万1,721人、10.2%）、「技術・人文知識・国際業務」（18万180人、7.3%）となっている。

回答自治体においても、「永住者」が在留資格1位を占める割合が「54.5%」と最も高く、「永住者」と「特別永住者」（15.9%）をあわせると「70%」にのぼり、地域社会における外国人住民の定住性は極めて高いものである（図表6）。また、在留資格2位は、在留期限に制限はあるものの、労働力として地域産業の人手不足を補う側面が強い「技能実習生」（22.7%）となっている。



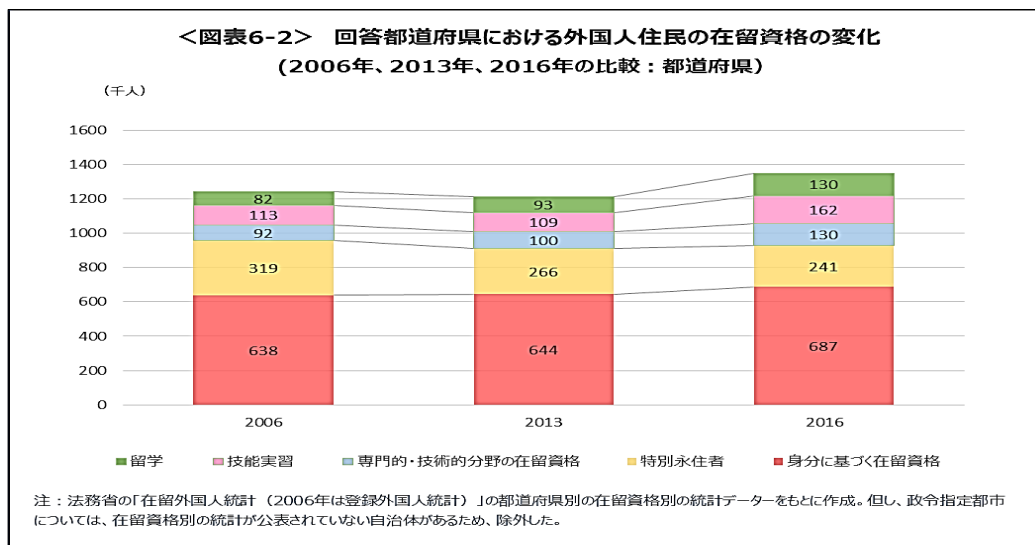
また、回答自治体における在留外国人の在留資格の変化(2006年、2013年、2016年)を表した<図表6-2>からは、⁵ 特別永住者は減少、その他の在留資格は増加傾向にあり、近年の留学、技能実習の急増ぶりが目立つ。留学生、技能実習生は就労を目的としない外国人だが、技能実習生は農畜産業や製造業などで働いており、留学生は資格外活動の形で飲食・販売などのサービス業でアルバイトをしている現状を踏まえると、地域社会の労働市場を構成する存在がより多様化していることが分かる。

在留資格の変化からみられる特徴として、留学と専門的・技術的分野の在留資格は、人口規模が大きく外国人の比率の高い東京圏、大阪圏などの大都市部で急増している。一方、技能実習は、人口規

⁵ 入管法上の在留資格（27種類）を、滞在期間（中長期滞在）と就労制限有無（留学生の資格外活動を含む）をもとに、下記のように5つに分類した。就労可能な在留資格である「特定活動」は、個々の外国人について認めており、在留外国人統計では従事している業務・職種などが確認できないため除いた。

	2006年度 (出典：法務省「登録外国人統計」)	2016年度 (出典：法務省「在留外国人統計」)
身分に基づく在留資格	「永住者」、「日本人の配偶者等」「定住者」「永住者の配偶者等」	同左
特別永住者	「特別永住者」	同左
専門的・技術的分野の在留資格	「教授」「芸術」「宗教」「報道」「投資・経営」「法律・会計業務」「医療」「研究」「教育」「技術・人文知識・国際業務」「企業内転勤」「興行」「技能」	「教授」「芸術」「宗教」「報道」「高度専門職1号イ～2号」「経営・管理」「法律・会計業務」「医療」「研究」「教育」「技術・人文知識・国際業務」「企業内転勤」「興行」「技能」
技能実習	「研修」、「特定活動」	「技能実習1号イ～2号ロ」
留学・就学	「留学」「就学」	「留学」

模が相対的に小さい自治体を中心に増加率が高く、近年工業都市や大都市部においても急速な増加を見せている。身分に基づく在留資格は東北において減少しているが、中部および中国・四国では増加率が高い傾向があるなどの特徴がみられる。



以上のような、外国人数と外国人の来日・在留する目的の短期・長期的な変化を踏まえると、ほぼすべての自治体において外国人の増加に伴い多文化共生の必要性が高まっているだけでなく、地域の実情に即した対応も必要とされているといえよう。というのは、人口構造の変動や、短期・長期的な傾向など地域の特性を反映した差異が、自治体における多文化共生施策・取り組みのニーズ、重要性、方向性などの違いと結びつくと考えられるからである。すなわち、自治体における多文化共生の必要性は、地域社会における外国人住民の増減が短期的なものなのか、長期的なものなのか、また日本人住民の増減とどう関連しているのか、外国人の日本での生活・就労がどのような性質のものなのかといった地域の人口動態、地域社会・経済の問題と関わってくるからである。そのため、本報告書では、こうした地域における変化と特色を捉えてより踏み込んだ解析を試みたい。

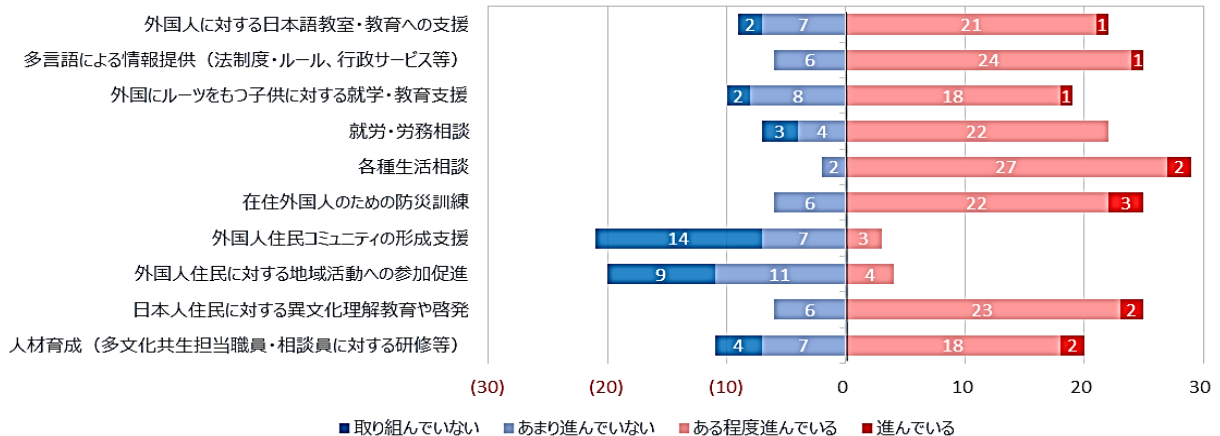
2) 調査結果の集計・分析

アンケート調査結果については、以下に、3分類の質問項目にそって基本的な集計を図表で整理し、その結果について分析およびデータ解析を行う。

(1-1) 現行の多文化共生施策について (図表)

設問1：貴自治体の現在の多文化共生施策・取り組みについて、どのようなお考えでしょうか。(それぞれの項目につき、一つを選択)

<図表7-1> 現在の多文化共生施策・取り組みの内容および状況 (都道府県)



注：但し、「わからない」との回答及び無回答 (就労・労務支援：1件) は集計から除外しているため、アンケートの回答数 (n=31) と回答合計が一致しない。そのため、各回答の合計がサンプル数となる。

<図表7-1-1> その他の多文化共生施策・取り組みの内容 (都道府県)

◆ 地域社会の意識啓発及び外国人住民の参画

- ・外国人住民の中のキーパーソンづくり

◆ 多文化共生推進体制

- ・多文化共生推進体制の推進 (多文化共生推進プランの作成・改定、多文化共生推進連絡会議の開催)

◆ コミュニケーション及び生活支援

- ・医療通訳ボランティアの養成・派遣
- ・外国人児童・生徒の心理カウンセリング及び心理サポート
- ・外国人住民のためのメンタルヘルス講習会

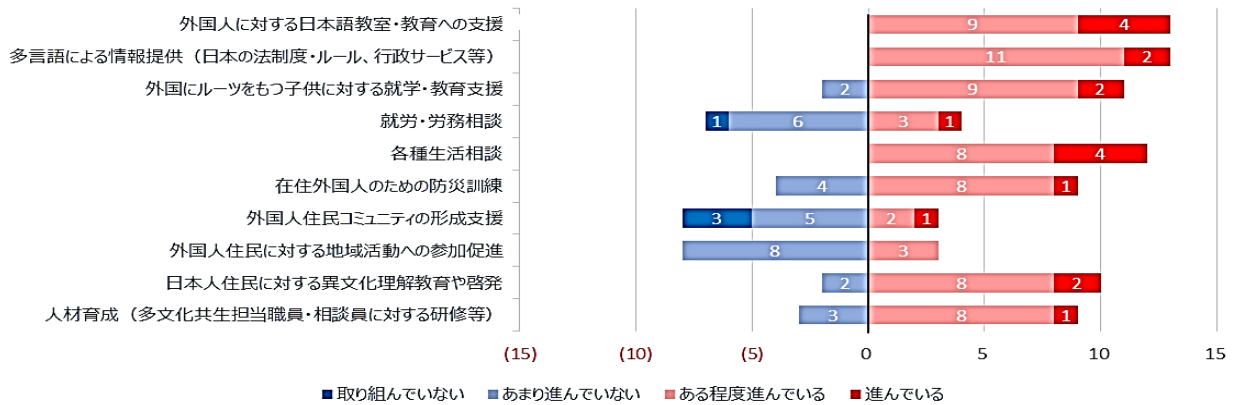
◆ 留学生支援

- ・産学官で組織する留学生支援機関による生活支援や、日本での就職活動支援など

*注1：自治体が特定される可能性がある回答については、一部記述内容を修正している。(以下同様)

注2：一つの自治体による複数回答も各分類に合わせてすべて記述している。(以下同様)

<図表7-2> 現在の多文化共生施策・取り組みの内容および状況（政令指定都市）



注：但し、「わからない」との回答および無回答（「就労・労務相談」、「各種生活相談」、「外国人住民コミュニティ形成支援」、「外国人住民に対する地域活動への参加促進」、「日本人住民に対する異文化理解教育や啓発」、「人材育成」、それぞれ1件）は集計から除外しているため、アンケートの回答数（n=13）と回答合計が一致しない。そのため、各回答の合計がサンプル数となる。

<図表7-2-2> その他の多文化共生施策・取り組みの内容（政令指定都市）

- ◆地域社会の意識啓発及び外国人住民の参画
 - ・多文化共生・交流関連イベントを通じた多文化共生への理解促進
 - ・外国人住民による、日本人住民に対する異文化理解教育・講座の開催
- ◆多文化共生推進体制
 - ・外国人市民会議等外国人住民の意見を取り入れたまちづくりの推進
- ◆コミュニケーション及び生活支援
 - ・「やさしい日本語」の普及促進

設問2：過去2年間で新たに始めた、または現在検討中の多文化共生施策・取り組みがありましたら、その内容をお書きください。(自由回答)

<図表8-1> 多文化共生のための新たな施策・取り組み (都道府県)

◆地域社会の意識啓発及び外国人住民の参画

- ・日本語指導法、日本の制度(年金、税金等)の研修を受けた外国人住民主催の日本語教室開設の準備
- ・多文化共生地域づくり、災害時の外国人への支援に向けた講座
- ・日本の様々な制度に関する講座の実施による橋渡し役となりえるキーパーソンの発掘・支援
- ・日本人と外国人の親子による文化交流・イベントの実施
- ・外国人住民の自治会への参加促進
- ・地域のキーパーソンとなる人材育成
- ・公立高校などの教職員などを対象にした多文化共生マネージャーによる講演

◆多文化共生推進体制

- ・在住外国人生活状況調査
- ・災害時における外国人支援体制の整備
- ・外国人住民による生活相談事例の紹介による関係機関(者)の情報共有と対応策の検討
- ・行政、市民による生活および災害情報の発信
- ・災害時の外国人支援のためのICT利活用に向けた検討

◆コミュニケーション及び生活支援

- ・外国人の子どもに初期日本語指導を行う支援員の養成
- ・外国人の子どもの日本語学習や居場所づくりの支援
- ・帰国、渡日児童生徒に対する日本語指導の充実
- ・外国人乳幼児及び保護者に対する支援
- ・来日直後の外国人に対する初期日本語教室
- ・災害時多言語支援センターの設置・運営
- ・外国人住民向けの多言語ポータルサイトの開設予定
- ・多言語ガイドラインの作成の準備
- ・医療通訳体制の整備
- ・医療通訳事業の実施
- ・外国人向けの就労相談窓口の開設による休職・就労中の定住外国人のサポート
- ・職場体験や就労支援セミナーの実施
- ・地域の企業と外国人材のマッチングの場としてのキャリアフェアの実施

<図表8-2> 多文化共生のための新たな施策・取り組み（政令指定都市）

◆地域社会の意識啓発及び外国人住民の参画

- ・多文化共生推進月間を定め市民への啓発を促進
- ・公民館などを拠点とした国際交流の取り組みの拡大

◆多文化共生推進体制

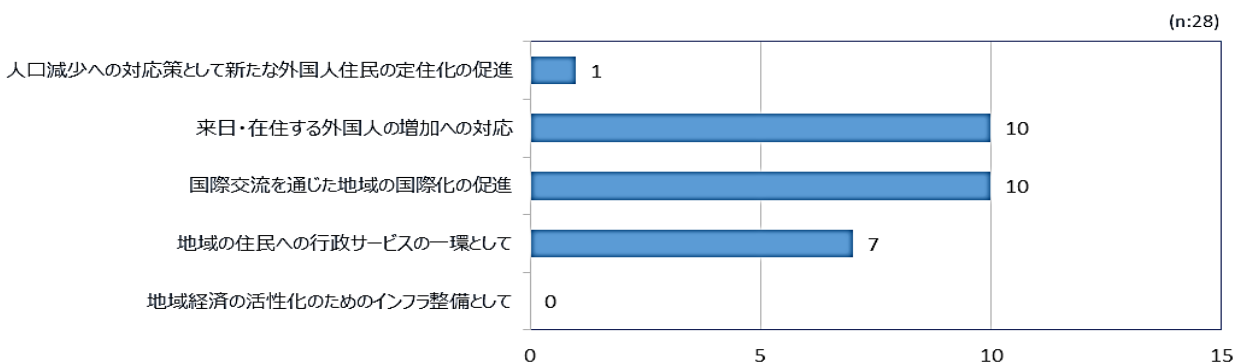
- ・防災メール登録等支援のための外国人データベースの構築
- ・行政、市民による生活および災害情報の発信
- ・多文化共生マネージャーの育成
- ・多文化共生による地域創生とその担い手の発掘、育成事業の開始
- ・多文化共生・観光推進のための企業との連携

◆コミュニケーション及び生活支援

- ・地域内の日本語教室のリストの作成・配布
- ・地域ごとの日本語教室の設置
- ・ボランティアによる日本語教室との連携
- ・「やさしい日本語」の活用検討
- ・他の自治体と共同で防災情報を発信するネットページの多言語版の開設
- ・定住外国人支援ホームページのリニューアル（やさしい日本語の追加や、レイアウトの変更など）
- ・地域の外国人住民支援の拠点施設の案内のリニューアル及び配布
- ・多言語ガイドラインの作成の準備
- ・役所に設置したタブレット端末を使った多言語によるテレビ電話通訳の開始
- ・行政窓口や医療現場での通訳支援
- ・多文化家族サポーターの派遣

設問3：貴自治体において多文化共生施策・取り組みを実施する理由は何でしょうか。(単数回答)

<図表9-1> 多文化共生施策・取り組みを実施する理由 (都道府県)

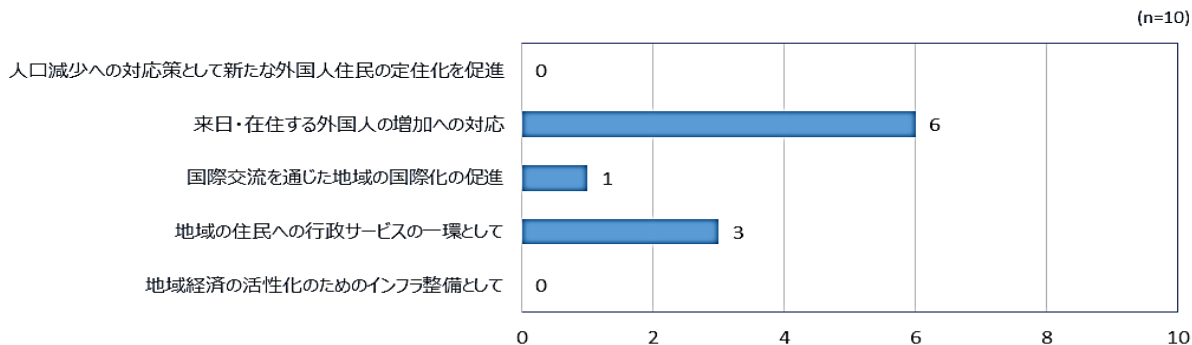


注：但し、複数回答(2件)及び回答「その他」は集計から除外しているため、サンプル数は「28」となる。

<図表9-1-2> その他の記述内容 (都道府県)

- ・ 在住外国人が安全安心に生活することができる社会を構築するため
- ・ 多文化共生社会の形成による豊かで活力ある地域づくりのため

<図表9-2> 多文化共生施策・取り組みを実施する理由 (政令指定都市)



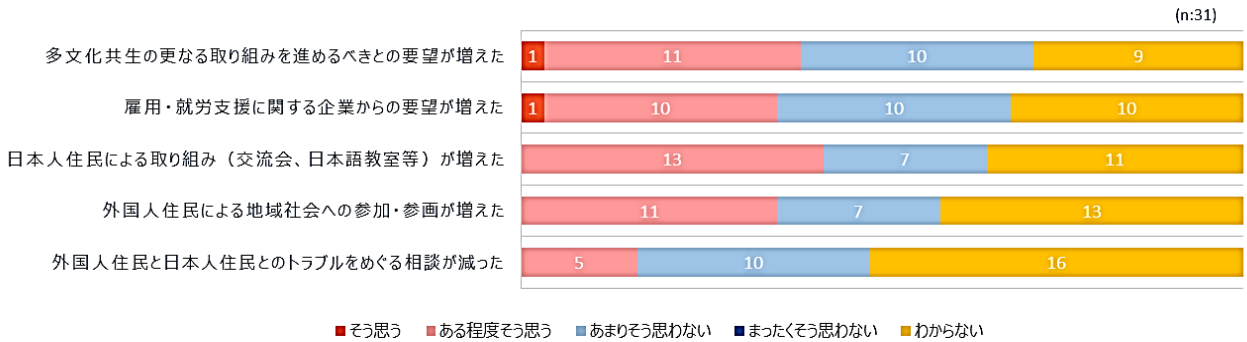
注：但し、回答「その他」は集計から除外しているため、サンプル数は「10」となる。

<図表9-2-2> その他の記述内容 (政令指定都市)

- ・ 外国人にも住みやすい活動しやすいまちづくりのため
- ・ 誰もが活躍できるまちとしての魅力を高めるため
- ・ すべての人がお互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らしていくことができる多文化共生社会の実現のため

設問 4：地域における多文化共生への取り組みを行ったことによる地域住民と企業などの意識変化について、どのようにお考えでしょうか。（それぞれ項目につき、一つを選択）

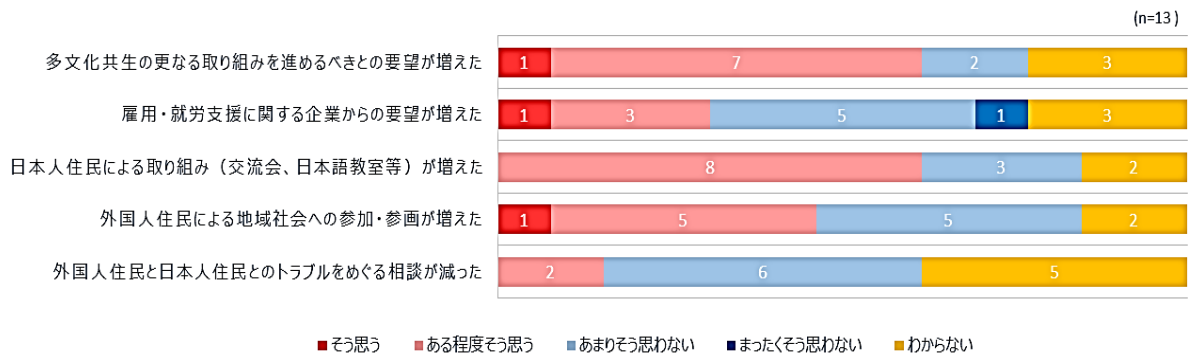
<図表10-1> 多文化共生への取り組みによる住民と企業等の意識変化（都道府県）



<図表10-1-2> その他の記述内容（都道府県）

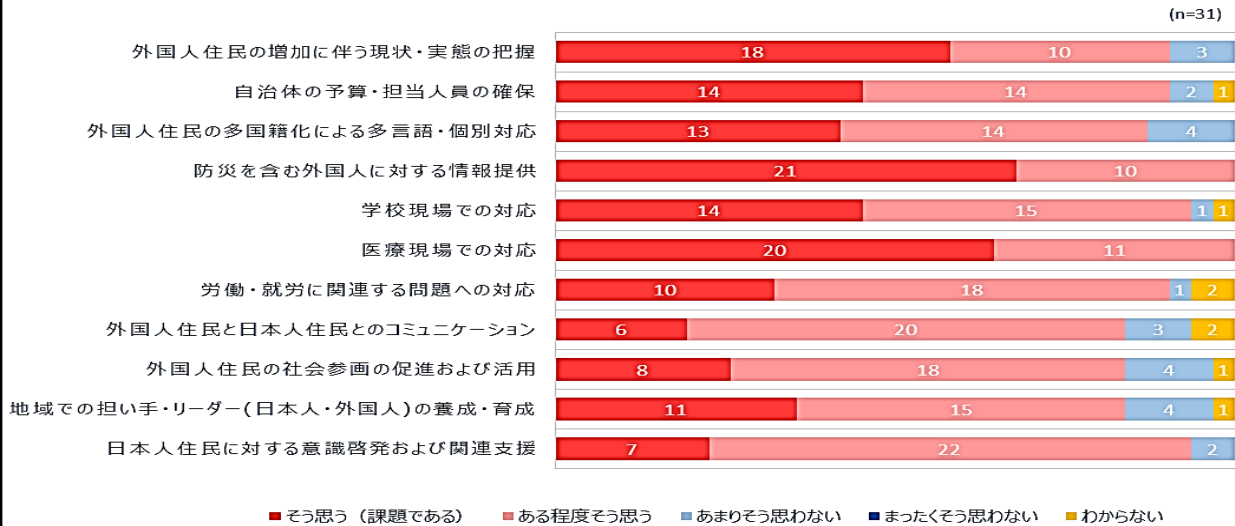
- ・ 「ダイバーシティ」という言葉に外国人のことを結び付けて意識する人が増えた

<図表10-2> 多文化共生への取り組みによる住民と企業等の意識変化（政令指定都市）



設問 5：現在の多文化共生施策の課題について、どのようにお考えでしょうか。（それぞれの項目につき、一つを選択）

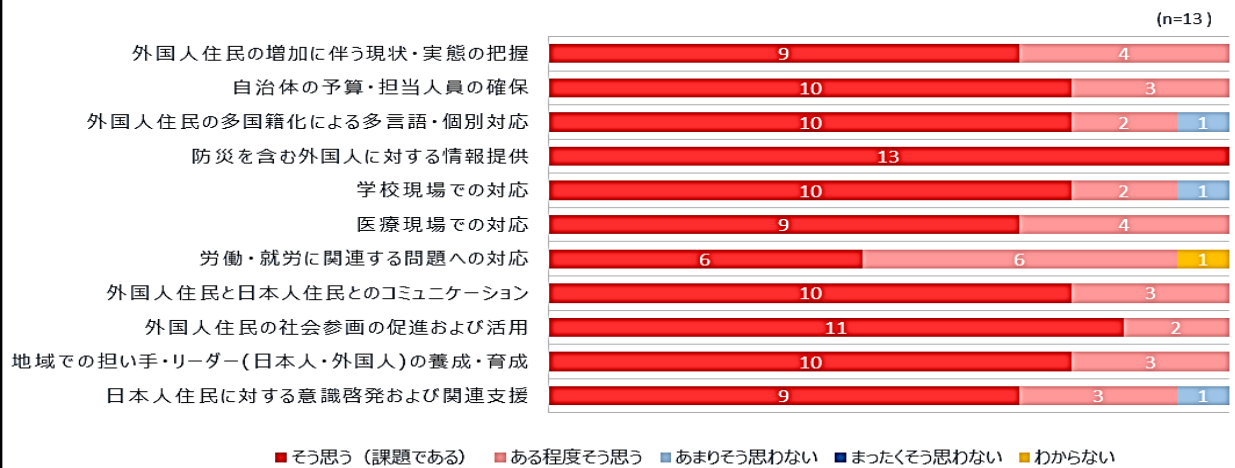
<図表 11-1> 現在の多文化共生施策の課題（都道府県）



<図表 11-1-2> その他の記述内容（都道府県）

- ・ 国による外国人全体を対象とする受け入れや支援についての総合的な指針がないこと
- ・ 市民協働政策、人権政策、総合政策、産業政策など自治体によって多文化共生政策の位置づけが異なること

<図表 11-2> 現在の多文化共生施策の課題（政令指定都市）



<図表 11-2-2> その他の記述内容（政令指定都市）

- ・ 外国人基本法といった法律がない中で、外国人のために、何を、どの程度まで行うかの基準がないため、大幅な予算拡充が難しいこと

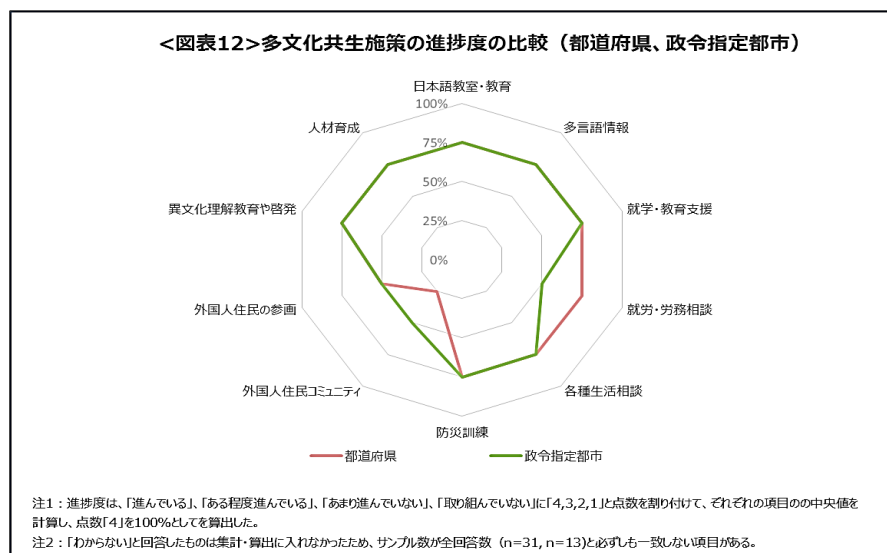
(1-2) 現行の多文化共生施策について (分析)

・何が進み、何が遅れているのか

今回のアンケートで自治体が、「進んでいる」、「ある程度進んでいる」と考えた多文化共生の施策・取り組みは、「各種生活相談」(都道府県：93%、政令指定都市：100%、以下、同様の順)、「多言語による情報提供」(80%、100%)、「外国人に対する日本語教室・教育への支援」(71%、100%)、「在住外国人のための防災訓練」(81%、70%)となる(図表 7-1、図表 7-2)。つまり、**外国人住民が地域で生活・適応するためのコミュニケーションや生活支援は進んでいる**といえよう。

また、「日本人住民に対する異文化理解教育や啓発」(80%、84%)、「人材育成」(64%、75%)のような多文化共生施策の推進体制の構築、ホスト社会としての多文化共生まちづくりも、自治体における多文化共生のための重要な施策の一つとして位置づけられている。

それに対して、「外国人住民コミュニティの形成支援」、「外国人住民に対する地域活動への参加促進」は、都道府県、政令指定都市ともに70%近くがその取り組みの状況を否定的に(「あまり進んでいない」、「取り組んでいない」)と考えており、**外国人住民の自立や地域社会における参画にかかわる施策・取り組みは遅れている**と読み取ることができる。



それぞれの項目の選択肢(尺度)に点数を割り付けてその中央値⁶を計算し、進捗状況をパーセントとして算出した進捗度を表した<図表 12>からも、外国人住民の相互扶助や自立、地域社会における参画にかかわる施策が他の施策より遅れていることが確認できる。⁷ 当センターが2014年および2015年に実施したアンケートで、現行の多文化共生施策・取り組みの実施有無を聞いた項目(複数回答)でも、外国人住民の自立や社会参画が他の施策に比べて相対的に弱い結果であったことを踏まえると、依然とし

⁶ 今回の調査で、選択肢に点数を割り付けた尺度(順序尺度)を用いたため、相関関係を計算には中央値を求めた。なぜなら、今回の調査のサンプル数が少なく、「わからない」、「無回答」が高い割合を占める設問項目があるなど母集団分布を考慮したためである。但し、他の回答と大きな違いを見せたもの(いわゆる外れ値)及び自由記述のデータについては、評価の分岐点等を明らかにするため、より詳しく分析を試みる。

⁷ 中央値より外れている回答の分析は、各回答の相関関係から見られる傾向、特徴については行うが、サンプル数が少ないことから、回答自治体の属性にかかわる明記は、自治体が特定される可能性が高いため、その詳細は触れないことにする。

て外国人住民向けのサービスの提供と言葉・文化の違いによるトラブルの軽減が、多文化共生施策の中心をなしているといえよう。

・新たに進んだ分野

過去2年間で新たに始めた、または現在検討中の施策・取り組みでは、日本語教育や多言語による情報提供などコミュニケーションおよび生活支援にかかわる取り組みが最も多いものの、災害時の外国人支援体制の整備や、関係機関との連携、外国人住民の社会参画の促進など、多文化共生のまちづくりや推進体制の整備を進めようとしている姿勢も読み取れる。

過去の調査結果とより具体的に比べると、こうした新たな取り組みの背景や、地域で取り組まれている多文化共生施策の特色を捉えることができよう。具体的には、調査項目がやや異なるため単純比較はできないものの、2014年と2015年の調査より**明確な進展がみられた取り組みとして「防災支援」**がある。防災にかかわる施策は、過去の調査では「その他」または新たに検討中の取り組みとしてあげられていた。しかし、今回の調査では、「取り組んでいない」は皆無で、多くの自治体が取り組みの状況を高く評価した。

こうした結果は、2011年の東日本大震災や、2016年の熊本地震など近年発生した大きな震災による外国人住民の防災に対するニーズの高まりと、災害発生時に在留外国人への対応が難しいという現実直面しながらも、外国人が被災支援の担い手になりうる可能性を確認した経験が、外国人住民の災害時に必要な能力の育成へとつながったことの表れといえよう。

また、過去の調査において遅れを見せていた「就労・労務相談」についても、単純比較はできないが、施策を実施していると応えた自治体は「83%、67%」（「進んでいる」、「ある程度進んでいる」、「あまり進んでいない」との回答した合計）となり、**過去の調査に比べて高くなっている**。⁸ さらに、2014年2015年とも「就労・労務相談」を実施していると回答した自治体（都道府県：11件、政令指定都市：6件）における進捗状況の評価でも、政令指定都市は「33%」（2件）で高くないものの、都道府県では「72%」（8件）と過去からの取り組みを肯定的に評価した。⁹

・「働き手」としてのプレゼンスの高まり

今回の調査の結果からは、「就労・労務相談」において過去との違いが表れた理由を直接的に確認することはできないが、そのヒントを探ることができよう。

まず、過去の調査で就労・労務相談の施策を展開していないと回答した都道府県が、現在の「就労・労務相談」の進捗状況について異なる評価をしたことから、示唆を得ることができる。具体的には、近年技能実習生の増加がみられる自治体のうち、外国人人口に占める技能実習生の割合は低い自治体は就労・労働にかかわる現在の取り組みの進捗状況を肯定的に評価した。それに対して、技能実習生の割合が相対的に高い自治体では、否定的に捉える傾向が高まり、技能実習生の比率による差異が、「就労・労務相談」の評価の違いとして表れた。

⁸ 就労・労務相談についての施策・取り組みを実施しているかとの問いについては、2014年には都道府県で「48%」（29件のうち、14件）、政令指定都市で「33.3%」（15件のうち5件）、2015年には都道府県で「44.4%」（27件のうち、12件）、政令指定都市で「60%」（10件のうち、6件）の結果であった。

⁹ ただし、〈図表7-1〉、〈図表7-2〉から確認できるように、政令指定都市は、外国人の就労・労務相談に対して、都道府県に比べて現在の進捗状況を全体として否定的に評価しており、過去に取り組んでいると回答した自治体も現状を否定的にとらえる傾向が顕著であった。こうした外国人の就労・労務相談における都道府県と政令指定都市の違いについては、今回の調査の結果からは、その理由を確認することができず、インタビュー等の追加調査を通じてこうした認識の違いの背景などを明らかにする必要がある。

技能実習生は、相対的に低賃金で労働環境が劣悪な産業・職種で働くことが多く、その働く環境の特色により就労・労務にかかわる問題に晒されやすい。そのため、地域社会での技能実習生の増加は、技能実習生をめぐる問題を行政の課題として取り組むことを促す要因となりうるとともに、トラブルを改善し受け入れルートを確立すれば、技能実習生は地域における労働力供給源として期待できる。ただし、外国人住民に占める技能実習生の割合の高いと、新規の取り組みの成果を測るには時間が必要となろう。

また、「外国人向けの就労相談窓口の開設による休職・就労中の外国人のサポート」、「職場体験や就労支援セミナーの実施」のように、すでに地域で働いている外国人、または今後地域での働き手になりうる外国人を、地域産業を支える存在として認識し、それらの外国人の安定的な就労を促すことが必要との認識が高まったのも背景の一つとして考えられる。つまり、**地域で進む高齢化と労働力の不足感を背景に、地域の「働き手」として外国人のプレゼンスが高まるにつれ、労働力の確保の視点から、外国人にかかわる就労問題への取り組みが進展しているのではないだろうか。**

・ 乏しい外国人住民のコミュニティ形成と地域参画への支援

一方、過去の調査において外国人住民のコミュニティと地域参画の支援を展開していると回答した自治体のうち、今回の調査で進捗状況を肯定的に評価したのは、外国人住民コミュニティ支援では都道府県「25%」（4件のうち1件）、政令指定都市「20%」（5件のうち1件）、地域参画では都道府県「20%」（5件のうち1件）、政令指定都市「28%」（7件のうち2件）との結果となり、有意な進展は確認できなかった。

ただし、外国人住民の特色による違いがみられた。具体的には、在日コリアンなどによる住民としての権利主張や働きかけが展開されてきた自治体と、地域への外国人住民の流入の中心が80年代以降来日したニューカマーである自治体とでは、多文化共生への理解を促す施策と就学・教育支援における違いはみられないが、外国人住民の参画、コミュニティ支援については前者が相対的に高く評価をした。それに対して、外国人住民の比率が高くなく、技能実習生が多い自治体は、外国人住民のコミュニティ形成と地域参画にかかわる施策を否定的に評価する傾向が強く、就学・教育支援における遅れも明確にみられた。

「就労・労務相談」と違って、外国人住民のコミュニティへの支援や社会参画の促進は、外国人住民の増加、または日本での生活の長期化と必ずしもつながらない。なぜなら、外国人住民のコミュニティへの支援や社会参画は、当事者である外国人住民が日本での人生設計を立て、定着することを意識するか否かと、日本の行政や地域社会が日本に移り住み働く人を定着させようとするか否かという、両者の「実践」にかかわるからである。しかしながら、政府は外国人にかかわる総合的な政策、いわゆる移民政策の展開を否定しており、後述するように、その政府の方針を受ける形で地域社会のスタンスも外国人を定着させることに熱心とはいえない。このようなホスト社会としての日本の姿勢は、日本に暮らす外国人の地域社会への定着、コミットメントを損なう要因であろう。こうした現状から**多文化共生施策における地域参画やコミュニティ支援は、外国人住民にとっても、行政側にとっても優先的なアジェンダとして挙がりにくい**ため、遅れがみられていると考えられる。

・ 現状の直視が課題解決への道

「目に見えるニーズ・課題」を扱う施策分野を中心に多文化共生施策・取り組みが進められているという特性は、多文化共生施策・取り組みを実施する理由を聞いた設問3で、都道府県、政令指定都市とも、「来日・在住する外国人の増加への対応」（38%、60%）が最も多かったことから確認できる（図表9-1、図表9-2）。

また、施策・取り組みを実施する理由が具体的な施策の進捗状況と結びついていることも確認できる。具体的には、「来日・在住する外国人の増加への対応」を実施理由として選択した自治体が、「国際交流を通じた地域の国際化を促進するため」、「地域の住民への行政サービスの一環として」を選択した他の自治体に比べて、**現行施策全般の進捗状況について肯定的な評価をした**。とりわけ、今後日本社会で仕事をして生活していくことになる子ども（移民2世）についての取り組みである「就学・教育支援」に対しては、現状への対応を選択した自治体において、進捗状況を肯定的に評価する傾向が強くみられた。

以上の多文化共生施策の実施理由と現行の施策への評価と連関から、**国際化や、行政サービスの視点より、現状を直視した取り組みがより課題解決につながる可能性が高い**ことがわかる。もともと日本で生活、就労し、家族とともに生きる外国人が増えると、日本語能力や、生活・経済基盤が十分ではないがゆえに不利な状況におかれやすい外国人住民に、社会が配慮し適切なサービス・制度を整えるための努力が必要となる。しかし、「地域の国際化」は、その概念自体が明確ではなく、相互理解を深めることを目的とした日本人と外国人の国際交流からは、地域社会の新たな住民を包摂する施策へ進みにくい。¹⁰ また、外国人住民をこれまでの住民サービスの対象としてとらえると、地域社会へのコミットメントの弱い外国人のために新たなコストをかける動機は生まれにくいであろう。

・外国人住民、多文化共生に対する肯定的な発想

一方、サンプル数は少ないものの、自由記述において多文化共生施策・取り組みを実施する理由として、「多文化共生社会の形成による豊かで活力ある地域づくりのため」、「外国人にも住みやすく、活動しやすいまちづくりのため」、「誰もが活躍できるまちとして魅力を高めるため」、「すべての人がお互いに認めあい、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らしていくことができる多文化共生社会の実現のため」をあげた自治体の現状認識に注目したい(図表 9-1、図表 9-2)。

なぜなら、こうした自由記述を記入した自治体は、**外国人住民の社会参画や、コミュニティ支援、日本人住民に対する意識啓発の取り組みを他の自治体に比べて高く評価**しただけでなく、「外国人乳幼児および保護者に対する支援」、「来日直後の外国人に対する初期日本語教室」、「多文化共生・観光推進のための企業との連携」、「やさしい日本語の活用の検討」など地域で生活する多様な外国人が基本的な社会生活を営めるサポート体制作りのための、**新しい試みにも取り組んでいる**からである(図表 8-1、図表 8-2)。すなわち、地域における外国人住民の多様性を踏まえつつ、外国人住民の存在と多文化共生を肯定的に捉える視点が、多文化共生社会の構築における外国人住民の役割を一層明確にさせ、地域社会における外国人住民の自立の基盤づくりや社会参画を促す取り組みの進展を導き出しているといえよう。

・明確ではない取り組みによる地域の意識変化

では、多文化共生施策・取り組みは、地域住民と企業など地域の構成員の意識にどの程度変化をもたらしたのだろうか。

まず、意識変化を聞いた設問 4 では、「日本人住民による取り組み（交流会、日本語教室等）が増えた」（「そう思う」、「ある程度そう思う」の合計：41%、61%）となり、多文化共生のまちづくりに対す

¹⁰ 総務省の「多文化共生プラン」においても、多文化共生を国際交流、国際協力に次ぐ地域の国際化の柱として位置づけているが、山脇（2009）は、国際交流という枠組みの中では外国人を地域社会の構成員として捉える発想は生まれにくいとし、それを「国際交流の呪縛」とした。（山脇啓造、2009、「多文化社会の形成に向けて」、『移民政策学研究』創刊号）

る日本人住民の意識変化を最も肯定的に評価した（図表 10-1、図表 10-2）。それに対して、「外国人住民と日本人住民とのトラブルをめぐる相談が減った」は、「そう思う」、「ある程度そう思う」と選択した割合（16%、15%）が低く、外国人住民と日本人住民とのコミュニケーションについては消極的な評価をした。

ただし、都道府県ではすべての項目に対して「わからない」と「あまりそう思わない」が肯定的な評価に比肩する水準にある。また、政令指定都市では「多文化共生の更なる取り組みへの要望」と「日本人住民による取り組みの増加」を除くと「あまりそう思わない」と「わからない」が半数を超え、**全体として施策・取り組みによる地域社会の意識変化を実感できている自治体は限られている様子**がみられる。

さらに、現在の取り組みが進んでいるならば、意識変化においても肯定的な影響をもたらさうと考えられるため、設問 1 の現在の取り組みの進捗状況についての評価をもとに、多文化共生施策が多文化共生施策・取り組みによる意識変化にどう影響したのかを算出してみた。しかしながら、<図表 14>からわかるように、施策の進捗状況と意識変化が必ずしもつながっておらず、多文化共生施策の実施によりどのような効果が上がったかという情報が十分に把握されていない状況が認められる。これは、**現在の多文化共生を推進する行政の体制のなかで、施策の効果や社会経済情勢の変化に基づき施策を積極的に見直す活動の位置づけが弱いこと**の表れといえよう。

<図表13> 多文化共生施策の取り組みの進捗状況と地域における意識変化との関係											
就労			社会参画			日本人住民にかかわる活動			トラブル・コミュニケーション		
	現状肯定 (15)	現状否定 (8)		現状肯定 (3)	現状否定 (14)		現状肯定 (14)	現状否定 (6)		現状肯定 (13)	現状否定 (3)
意識変化肯定	66%	25%	意識変化肯定	100%	50%	意識変化肯定	64%	50%	意識変化肯定	33%	34%
意識変化否定	34%	75%	意識変化否定	0%	50%	意識変化否定	36%	50%	意識変化否定	67%	66%

注1：「現状肯定」の下の括弧内の数値は、現在の取り組みの進捗状況を聞いた設問 1 において各分野について「進んでいる」、「ある程度進んでいる」と回答した数の合計である。他方、「現状否定」の下の括弧内の数値は、設問 1 において「あまり進んでいない」、「取り組んでいない」と回答した数の合計である。
 注2：「意識変化肯定」は多文化共生施策・取り組みによる地域の意識変化を聞いた設問4において、各分野について「そう思う」、「あまりそう思わない」と回答した自治体、「意識変化否定」は設問 4 において「あまりそう思わない」、「まったくそう思わない」と回答した自治体である。
 注3：各割合は、設問1において、現状を肯定的に評価、あるいは否定的に評価した自治体のうち、意識変化を肯定的に認識、あるいは否定的に認識した自治体がそれぞれどれくらいを占めるかを割合として表したものとなる。
 注4：「就労」、「社会参画」、「日本人住民にかかわる活動」、「トラブル・コミュニケーション」それぞれの項目は、下記のように、設問1と設問4の項目を基準にした。
 ・就労：設問1「就労・労務相談」、設問4「雇用・就労支援に関する企業からの要望が増えた」
 ・社会参画：設問 1「外国人住民に対する地域活動（自治会、町内会など）への参加促進」、設問4「外国人住民による地域社会への参加・参画が増えた」
 ・日本人住民にかかわる活動：設問1「日本住民に対する異文化理解教育や差別・偏見をなくす啓発」、設問4「外国人住民による取り組みが増えた」
 ・トラブル・コミュニケーション：設問1「多言語による情報提供（日本の法制度・ルール・行政サービスなど）」、設問4「外国人住民と日本人住民とのトラブルを巡る相談が減った」

・多文化共生社会の推進のための体制の弱さ

このような多文化共生の推進のための現在の体制の特徴は、自治体が考える課題にからも読み取ることができる。

まず、多文化共生施策の課題を聞いた設問 5 において自治体の回答は、すべての課題項目に対して「そう思う（課題である）」、「ある程度そう思う」に集中しており、**現在の多文化共生施策が多くの課題を抱えている**ことがわかる（図表 11-1、図表 11-2）。

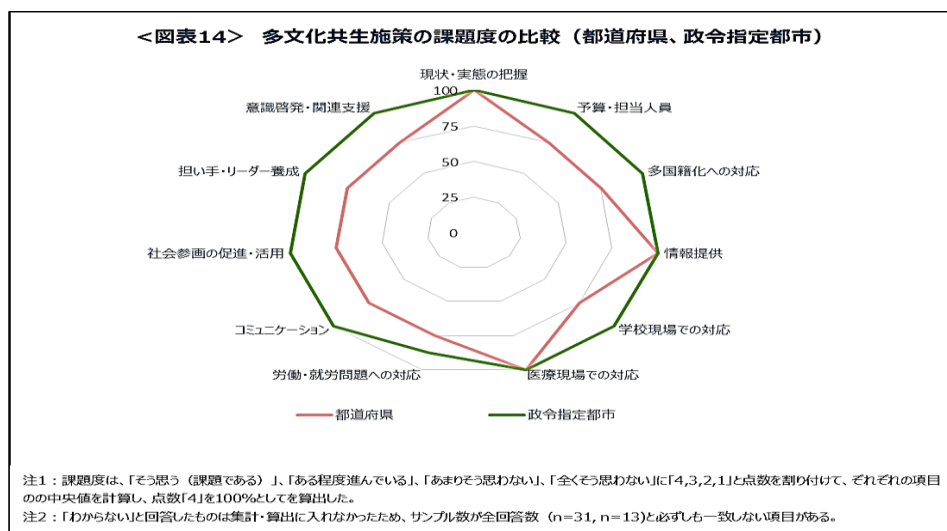
項目別にみると、都道府県と政令指定都市とも「情報提供」、「現状・実態の把握」を課題として高く認識しており、過去の調査でも同様の結果であった。増加する外国人住民の生活・就労における実態な

などを正確に把握し、外国人住民が必要とする情報を十分に届ける体制の構築は、施策を効果的に展開するための基礎となる。このことを踏まえると、〈図表 7-1、7-2〉、〈図表 8-1、8-2〉の自由記述から効果的な情報発信のための新たな取り組みが試みられているものの、**依然として多文化共生社会を推進するための基礎づくりを重要課題として位置づけていることがわかる。**

その理由は、地域の特性・課題に応じて異なるだろう。しかし、自由記述からは、「国による外国人全体を対象とする受け入れや支援についての総合的な指針がないこと」、「市民協働政策、人権政策、総合政策、産業政策など自治体によって多文化共生政策の位置づけが異なること」、「外国人基本法といった法律がない中で、外国人のために、何を、どの程度まで行うかの基準がないため、大幅な予算拡充が難しいこと」のように、**外国人にかかわる国・政府による総合的方針の不在を課題の背景として指摘する意見があった**(図表 11-1-2、図表 11-2-2)。過去の調査でも、「地域社会における外国人住民の状況に対し、国の対応が不十分であることが課題の原因の一つであると考える」¹¹との意見はみられたが、今回の調査では、外国人住民の多さにかかわらず発せられていることに注目したい。つまり、従来のような個別自治体レベルでの取り組みだけでは、在留する外国人の数の増加、さらには国籍、在留資格、在留期間の多様化といった現在の外国人を巡る環境の変化に対応できない可能性が高く、個別の自治体が場当たりの対策に終始すれば、結局、外国人支援という基本的な体制づくりが施策の中心をなすという構図を崩しがたいことが背景の1つであろう。

・経験と課題の共有が重要

一方、都道府県と政令指定都市における多文化共生施策の課題度を表した〈図表 15〉からは、都道府県と政令指定都市における違いがみられる。とりわけ政令指定都市は、現在の進捗状況を肯定的に評価した就学・教育支援や、多言語化、日本語学習等コミュニケーション支援、意識啓発、人材育成を含む大半の項目を重要な課題として認識している(図表 14)。政令指定都市は、2014年、2015年の調査においても、「情報提供」だけでなく、「地域の担い手不足」や、「地域住民とのコミュニケーション」などの課題も重視する様子が認められ、自由記述からは「(日本人住民だけでなく)外国人住民を含む市民全体への多文化共生の周知」、「医療現場での対応」、「市役所での通訳等人材不足」など他の自治体でも共通して抱えうる課題への新たな認識もみられた。



¹¹ 2014年、2015年の調査においてそれぞれ1件の自由記述があり、いずれも同じ自治体による回答。ただし、今回の調査ではアンケートについて回答していないため、同様の立場であるかどうかは分からない。

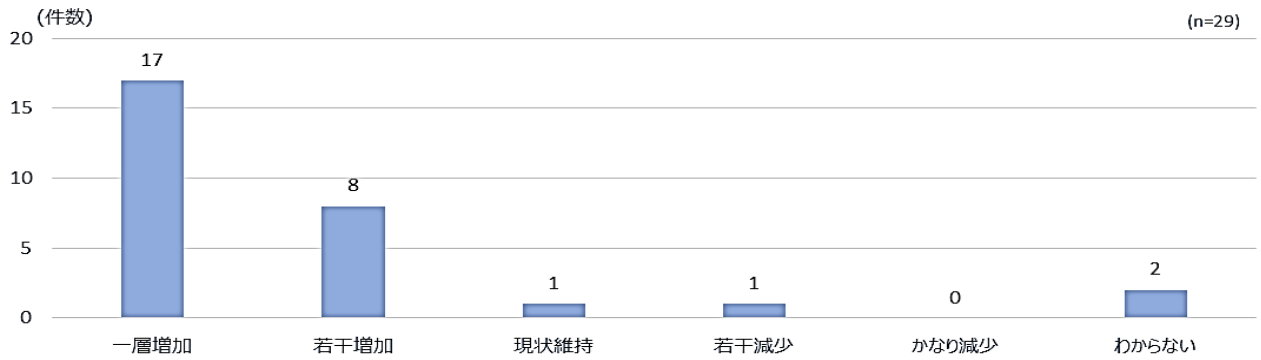
また、過去の調査において自由記述として政令指定都市（1件）より言及された課題に過ぎなかった「医療現場での対応」は、今回の調査では、すべての回答自治体が重要度の高い課題として選択した（図表 11-1、図表 11-2）。一部の自治体のみが取り組むべきものと捉えていた外国人の医療にかかわる課題が、外国人住民の多少によることなく、地域に暮らす外国人住民の出身国や在留目的の多様化にともない、通訳の確保を含む医療現場での対応が重要との認識が広がったと考えられる。

このように政令指定都市から多文化共生施策の課題に対する新たな視点がみられるのは、政令指定都市が基礎自治体でありながら、産業、教育、医療などの多様な分野における資源が集積している各都市圏の中核都市であるため、他の基礎自治体と道府県より先に、外国人の増加や多国籍化など外国人住民を巡る変化に直面することになるからであろう。それゆえに、「医療現場での対応」という課題が象徴するように、一部の政令指定都市において新たに生じている、または認識されるようになった課題は、多文化共生社会を実現するうえで共通の課題である可能性は極めて高い。そのため、政令指定都市において個別に行われている新たな取り組みの内容とその成果、課題解決の手法をより精査し共有するとともに、各自治体に現状に即して現行の施策・取り組みに修正を加え、施策の対象と財源の新たなコーディネートを試みる、地域特性を反映した対応が求められよう。

(2-1) 外国人・移民の受け入れ拡大について (図表)

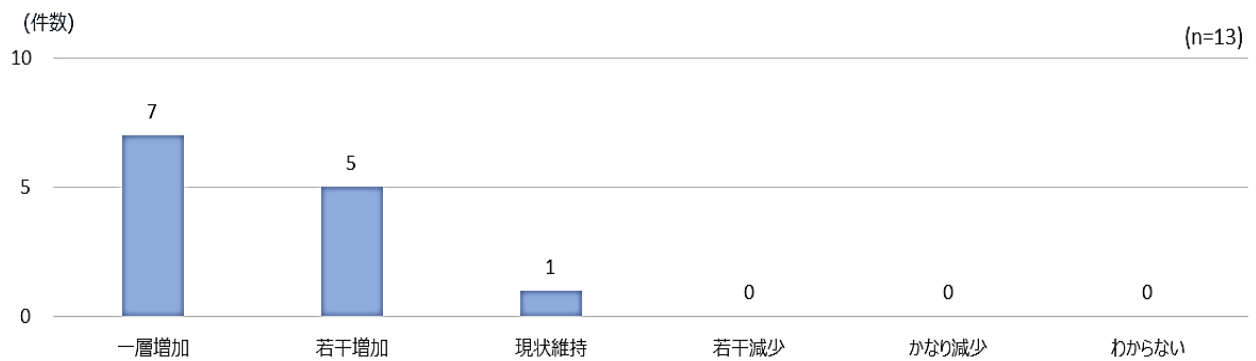
設問6：貴自治体において来日・在住する外国人の今後の動向について、どのようなお考えでしょうか。(単数回答)

＜図表15-1＞ 来日・在住する外国人の今後の動向 (都道府県)



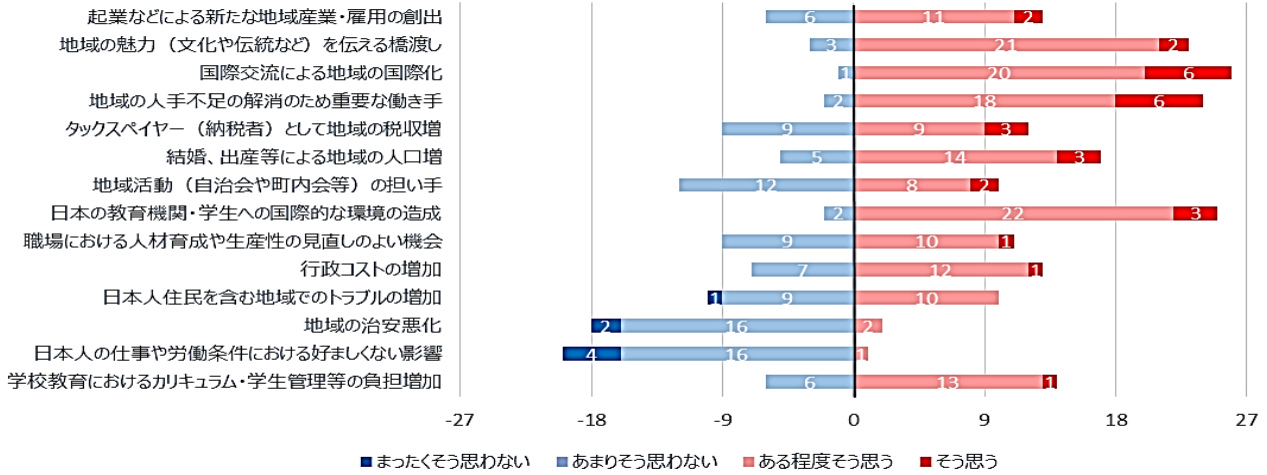
注：但し、2件の無回答があったため、サンプル数は「29」となる。

＜図表15-2＞ 地域において来日・在住する外国人の今後の動向(政令指定都市)



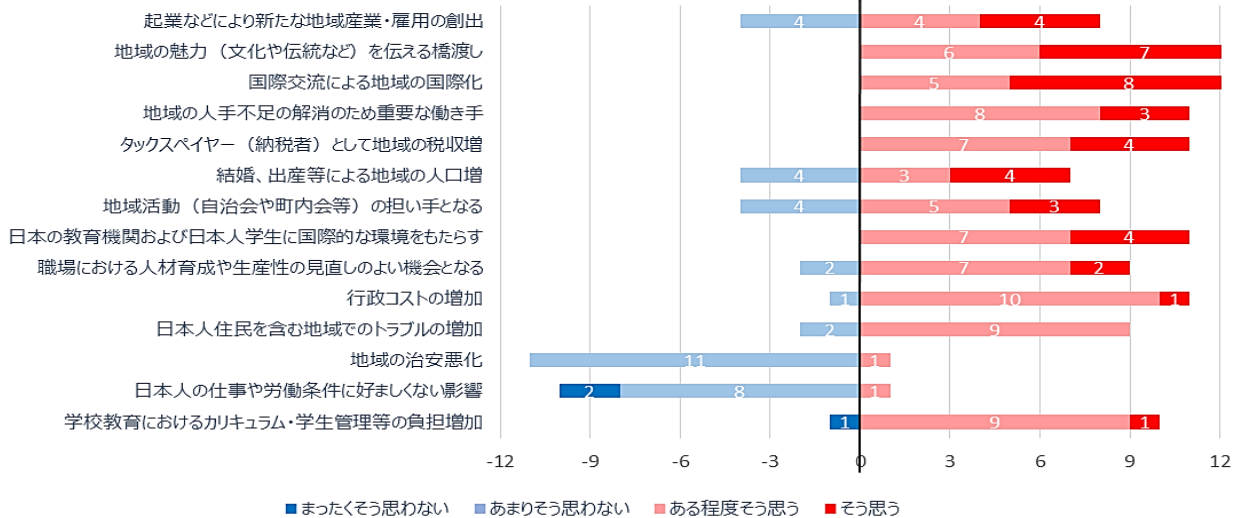
設問7：地域で就労・生活する外国人の方が増加することについて、どのようにお考えでしょうか。（それぞれの項目につき、一つを選択）

<図表16-1> 地域で就労・生活する外国人の増加による影響（都道府県）



注：但し、「わからない」との回答および無回答（学校教育におけるカリキュラム・学生管理等の負担増加：1件）を集計に入れなかったため、アンケート回答数（n=31）と回答合計が一致しない。そのため、各回答の合計がサンプル数となる。

<図表16-2> 地域で就労・生活する外国人の増加による影響（政令指定都市）



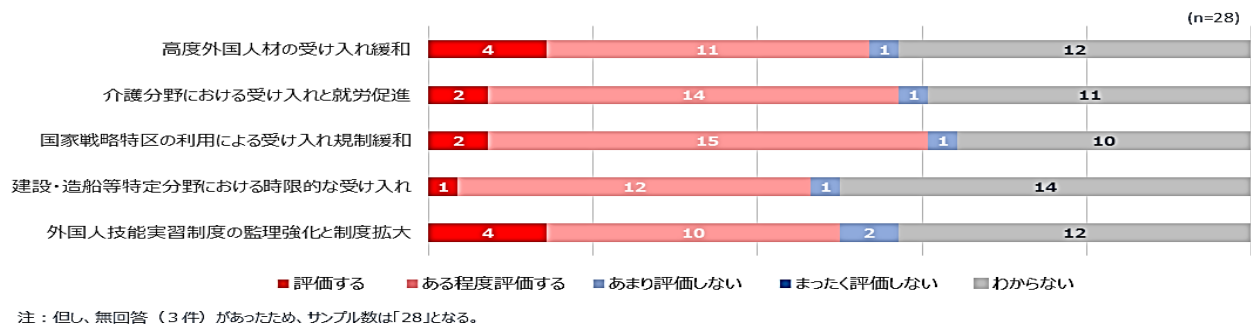
注1：但し、「わからない」との回答および無回答（タックスパイヤー（納税者）としての地域の税収増：1件）を集計に入れなかったため、アンケート回答数（n=13）と回答回数は一一致しない。その場合、各数値の合計がサンプル数となる。

<図表16-2-2> その他の記述内容（政令指定都市）

・住民数が増えることによる消費の増加が見込められ、地域経済のプラスになる。

設問8：現在、政府が進めている外国人の受け入れ・就労を促進する政策・施策について、どのようにお考えでしょうか。（それぞれの項目につき、一つを選択）

<図表17-1> 政府による外国人受入・就労促進政策の評価（都道府県）



<図表17-1-2> 政府による外国人受入・週路促進政策を肯定的に評価する理由（都道府県）

◆人材の獲得のため

- ・介護分野での外国人の活用拡大については慎重に対応する必要があるものの、国内での介護人材の獲得が伸び悩んでいる中、活躍が期待されるため
- ・人材が不足している分野に外国人を受け入れることが雇用・経済の面で生産性向上につながる考えたため
- ・人口減少下での地域産業の安定的な発展や研究者、技術者などの高度人材確保につながるため
- ・特定分野における外国人の受け入れ・就労促進については、人材確保のためにはやむを得ないため
- ・優れた外国人が就労しやすくなる政策であるため
- ・国内における分野ごとの就労者数のばらつきの解消手段のひとつとして、一定の効果が期待できるため
- ・技能実習制度以外の制度は、人材不足を補う制度であり、人手不足の当面の対策としては一定の評価ができるが、一方で、言葉や生活習慣の違いなどの課題があるのも事実であるため。

◆地域の活性化のため

- ・高い技術や食文化・伝統などが海外から入ってくることで、産業のイノベーションの促進や、新しい事業や文化の創出などが期待されるため
- ・人口減少、少子高齢化が進展する中で社会の活力を維持・向上させるためには、外国人材の受け入れ・活用が必要と考えるため

◆現状に即した対応のため

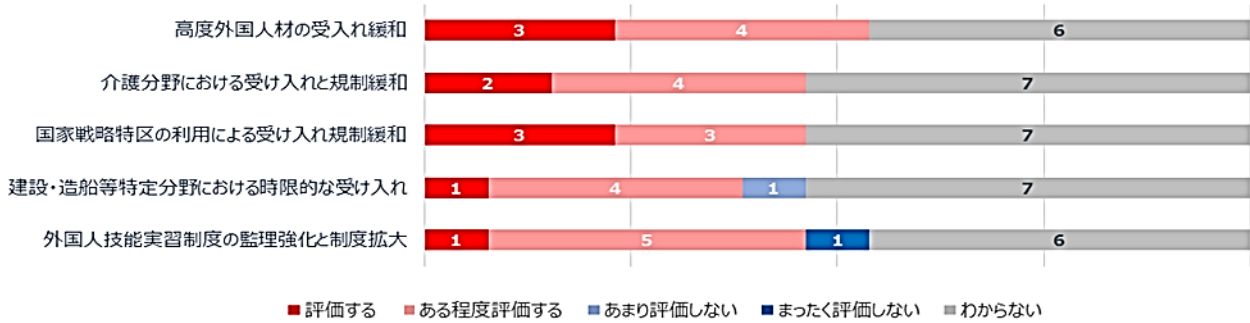
- ・現場の実情に即した施策であるため
- ・外国人の受入れについては様々な意見がありコンセンサスが取れていない状況下で、現実的である程度実効性のある施策を行っていると考えため
- ・今後、更なる改善の余地はあると思うが、現状やこれまでの課題を踏まえて、枠組の見直し等を行っている点は評価できるため
- ・監理機構の新設は実習生保護に資するため
- ・平成28年11月に、外国人技能実習制度の適正化にかかる法律、在留資格「介護」にかかる法律が新設されたため
- ・政府（国）の制度として進められているため、全国的な政策となり、自治体個々では実施が難しいと思うため
- ・受け入れ拡大に向けた取り組みを行っているため
- ・本府の成長戦略の一つである「外国人高度専門人材の受入拡大」に資する施策であるため
- ・地域の企業から一定の規制緩和の要望が出されているため

◆その他

- ・一定の効果は見込めると思うため
- ・外国人が就労しやすい環境整備がされてきている。但し、不当労働などが増加しないよう実質的な監理が必要

＜図表17-2＞ 政府による外国人受入・就労促進政策の評価（政令指定都市）

(n=13)



＜図表17-2-2＞ 政府による外国人受入・週路促進政策を肯定的に評価する理由（政令指定都市）

◆人材の獲得のため

- ・必要な人材の確保につながるため
- ・人材不足の解消のため期待がある一方で、実効性や地域社会に与える影響が不透明
- ・日本の労働力不足が懸念される分野に、外国人材の持つ高い能力・技術を活用できるため
- ・高度外国人材の在住者数の増加につながると考えられるため

◆地域の活性化のため

- ・高度外国人材や創業人材については、世界とつながるグローバル人材であり、それらの人材を集積することで、
地域経済の活性化につながると考えられるため
- ・新たな制度による受入れにおいては課題はありつつも、仕事や新しい人の流れが創出されると見込まれるため

◆その他

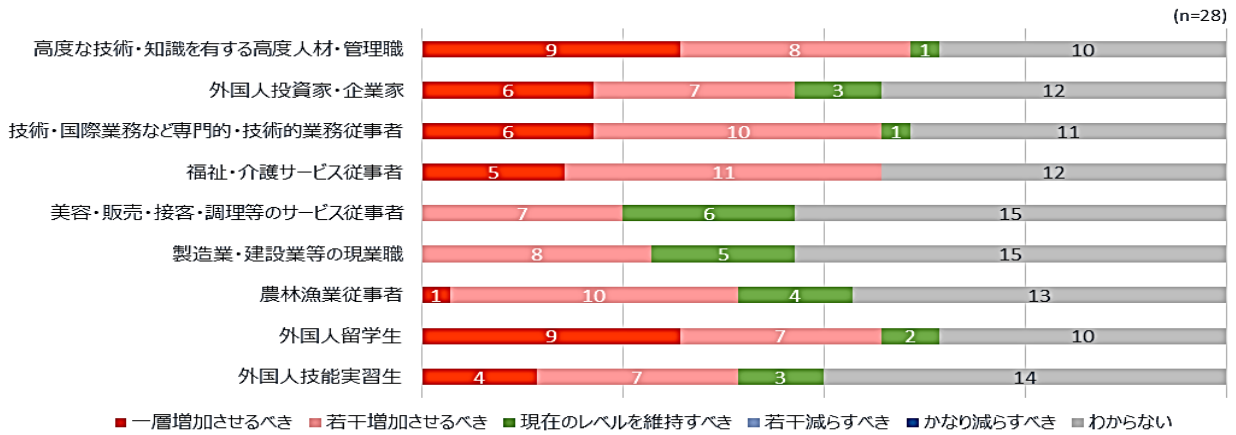
- ・外国人材が適正に評価され、労働環境等の改善が期待できるため
- ・少子化、高齢化が進む日本において、外国人と共生することでより住みやすい社会になるため。但し、多文化共生社会推進が必要
- ・期限延長により、外国人労働者への定住化に向けた取り組みを企業側が進める環境が多くなるため

＜図表17-2-3＞ 政府による外国人受入・週路促進政策を否定的に評価する理由（政令指定都市）

- ・人材不足への根本的な対策とならないため
- ・育成した人材が期間が経過したら帰国しなければならないため
- ・ある程度評価するとしたものの、日本語教育や通訳の配置など、受け入れの整備が追いついていない現状があるため

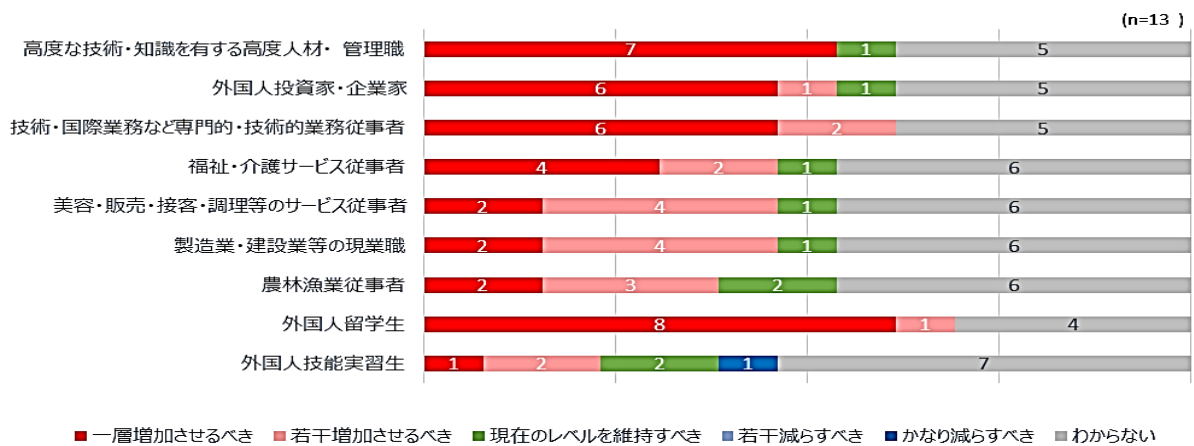
設問9：来日・在住する外国人の目的が多様化しているなか、今後の来日・在住目的別の受け入れ規模についてどのようにお考えでしょうか。（それぞれの項目につき、一つを選択）

＜図表18-1＞ 今後の来日・在住目的別の受け入れ規模（都道府県）



注：但し、無回答（3件）があったため、サンプル数は「28」となる。

＜図表18-2＞ 今後の来日・在住目的別の受け入れ規模（政令指定都市）



(2-2) 外国人・移民の受け入れ拡大について（分析）

・何を外国人増加のメリットとしてとらえるのか

地域において来日・在住する外国人の今後の動向については、都道府県、政令指定都市とも「一層増加」（58%、53%）、「若干増加」（27%、38%）に回答が集中し、「かなり減少」は皆無で、**地域への外国人の流入が増えるとの認識が強くみられた**（図表 15-1、図表 15-2）。

また、**外国人の増加によるメリットを好意的に受け止める傾向が強く**、「地域の魅力を伝える橋渡し」、「国際交流による地域の国際化」、「日本の教育機関および日本人学生に国際的な環境をもたらす」といった**地域社会の内外にむけた国際化**と、「地域の人手不足の解消のため重要な働き手」という**地域での働き手の確保を最も好意的に受け止めている**（図表 16-1、図表 16-2）。

ただし、何をメリットとしてとらえるかは、**地域の外国人住民の来日・在留目的によって明確な違い**がみられた。外国人住民の増加による地域の国際化と人材の確保を低評価した都道府県では、身分に基づく在留資格および技能実習生の割合が高く、留学生の割合が相対的に低い。また、税収入の増加と労働・就労環境の見直し、地域活動の担い手を低評価した都道府県では、技能実習生の割合が比較的に高いという、外国人住民の特性を反映した結果となった。とりわけ、**技能実習生の割合の高い自治体において、外国人住民の増加によるメリットに対して消極的な評価をする様子が認められた**。日本での滞在期間に制限のある技能実習生は、一般に受け入れ企業・団体以外の日本社会との接点を持ちにくい。また、技能実習生は、農業、機械加工など労働集約型産業・職種で、比較的低賃金に就つただけでなく、職場移動の自由が制限されているがゆえに労働条件などの改善を求めることは難しい。さらに、長期の滞在が保障されないため、家族への送金、また貯蓄が日本での就労の主な目的になりやすい。このような技能実習生の在留における特色がメリットへの評価として表れたといえよう。

・治安と労働条件の悪化に対する懸念は少ない

外国人住民の増加によるデメリットとして、外国人住民の多少にかかわらず、「学校教育におけるカリキュラム・学生管理等の負担増加」、「行政コストの増加」のような**負担の増加を強く認識する結果**となった。一方、「日本人住民を含む地域でのトラブルの増加」に対しては、政令指定都市と外国人住民の割合が相対的に高い都道府県で懸念する傾向が顕著にみられた。

こうした結果は、以下のように整理できよう。地域でのトラブルは、言語、文化、生活習慣が異なる外国人が地域に住み、直接的な接触をすることにより表面化しやすく、外国人住民の割合が高い自治体ほどそうした苦情への対応が強く認識されたためと考えられる。他方、行政・学校による従来制度運営・支援の仕組みの改善、見直しによる負担の増加は、結婚、出産、子育てなどを背景とした外国人の滞在の長期化や定住化の進展によるものであるため、自治体間における大きな違いがみられなかったと考えられる。

もともと外国人・移民の増加による社会問題として懸念される「**地域の治安の悪化**」、「**日本人の仕事や労働条件における好ましくない影響**」については、都道府県、政令指定都市ともに 90%以上が「全くそう思わない」、「あまりそう思わない」と回答し、**外国人人口の多少や増加率、在留資格の特色、地域ブロックなどにおける有意な差はみられなかったことに注目したい**。

こうした結果から、一般に懸念される「外国人が増加すれば治安や労働条件が悪化する」との認識は一面的であり、根拠薄弱な感覚に過ぎない面があることがわかる。10年前の2006年と比べて、在留外国人は約29万人・15%（2006年：約208万人、2016年：約238万人）増加したが、警視庁の「平成28年における組織犯罪の情勢」では「近年の新規入国者や在留者の増加に呼応することなく、横ばい状態

で推移している。(中略) 検挙件数のピークであった 17 年と比べると 33,732 件・70.5%の減少、検挙人員のピークであった 16 年と比べると 11,733 人・53.7%と、いずれもピーク時と比較すると低い水準で推移」しており、居住する外国人の数と外国人犯罪の件数には必ずしも正の相関関係があるのではないという、今回の調査結果との齟齬はないといえよう。¹²

・受け入れに消極的な姿勢

近年の受け入れ拡大・促進のための政策的取り組み(高度外国人材の要件緩和、介護分野に従事する外国人の受け入れ促進・拡大、国家戦略特区の活用による規制緩和、建設など特定分野における受け入れ、技能実習制度の管理強化と制度拡大)については、都道府県では、各項目「あまり評価しない」が 1 もしくは 2 に止まっており、政令指定都市では、特定分野における受け入れが「あまり評価しない」1、技能実習制度が「全く評価しない」1 となり、都道府県、政令指定都市とも、**好意的に受け止めている**(図表 17-1、図表 17-2)。また、外国人住民の特色との関連では、外国人人口における技能実習生の割合が高いか、近年の増加率が高い自治体は、外国人技能実習制度の管理強化と制度拡大について肯定的に評価する傾向があり、地域の働き手への依存度が政策の評価として表れた側面もみられた。

しかしながら、肯定的な評価が半数に及び、否定的な評価も少ないものの、「わからない」が肯定的な評価の回答割合に比肩する。また、肯定的評価が 50%に及ぶとはいえ、政策を積極的に捉える「評価する」20%前後、または 10%にも及ばない項目も存在する。近年の外国人の受け入れ拡大・促進政策は、日本での就労までの経路、期間などは異なるものの、介護、建設、農業、サービス業等の人手不足が深刻な分野で労働力を確保するスキームであることは確かであり、少子高齢化や人口流出などによる働き手確保に悩む地方圏の自治体にとっては有効な手段となりうるものである。それにもかかわらず、「わからない」が相当の割合を占め、**積極的な評価が少ないことは、外国からの働き手・人材の誘致に関しての自治体の関心または必要性が必ずしも高くないこと、あるいは政府の現在の政策が十分に効を奏していないことを表している**といえよう。

さらに、外国人の受け入れ拡大政策についての自由記述からは地域の受容力の現状がみえてくる。肯定的に考えている自治体の評価理由をみると、「人手不足の解消」との認識から肯定している場合と、「**現実**に即して実質的な受け入れを可能とする」との意味合いから肯定的に考えている場合が多い(図表 17-1-2、図表 17-2-2)。否定的に考えている自治体からは、「人手不足の解消、人材の確保の根本的な対策」にはならず、「**不十分な受け入れ体制の現状**」への指摘がみられる(図表 17-2-3)。¹³

こうした結果は、**外国人を受け入れた後の体制の整備には積極的に関与しないという政府の立場を踏まえて、目下の働き手へのニーズを満たしつつ、地域の受容力に齟齬をきたさない形の新たな外国人の受け入れを支持するという自治体の消極的な姿勢**の表れであるといえよう。¹⁴

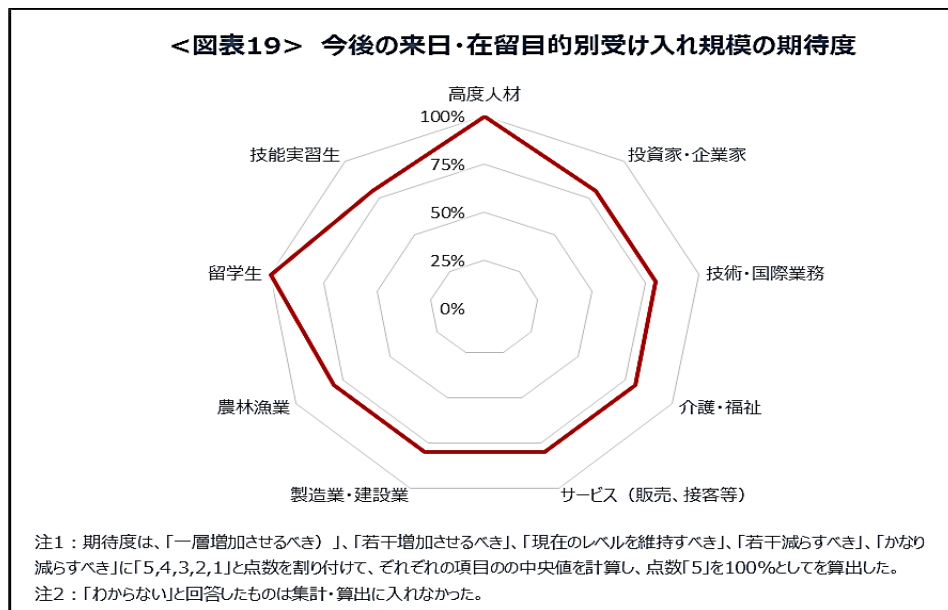
¹² 警視庁組織犯罪対策部「平成 28 年における組織犯罪の情勢(確定値版)」、2017、p. 81。

¹³ 外国人介護人材の受け入れ、国家戦略特区を活用した外国人の受け入れ、建設・造船分野における外国人労働者の活用について聞いた 2015 年の調査の「その他」の自由記述においても、「生活者としての視点にも十分な配慮して受け入れるべき」、「国が労働力として外国人を受け入れるのであれば労働者としてだけでなく、生活者としての視点も含めて国が主体となって受け入れ環境を整備する必要がある」、「一時的な受け入れで次代を支える人材を育成できるのか、国の将来像についての議論を深めるなかで検討が必要である」など、一時的な労働者確保に重点がおかれた政府の方針への危惧と、受け入れ体制の整備の必要性への指摘がみられた。

¹⁴ 2015 年の調査でも、外国人介護人材の受け入れ、国家戦略特区を活用した外国人の受け入れ、建設・造船分野における外国人労働者の活用に対して「大いに拡大すべき」、または「より積極的に実施すべき」という制度拡大についての積極的な意見は見られなかった。また、設問の内容が多少異なるため直接的比較す

・外国人受け入れへの期待の違い

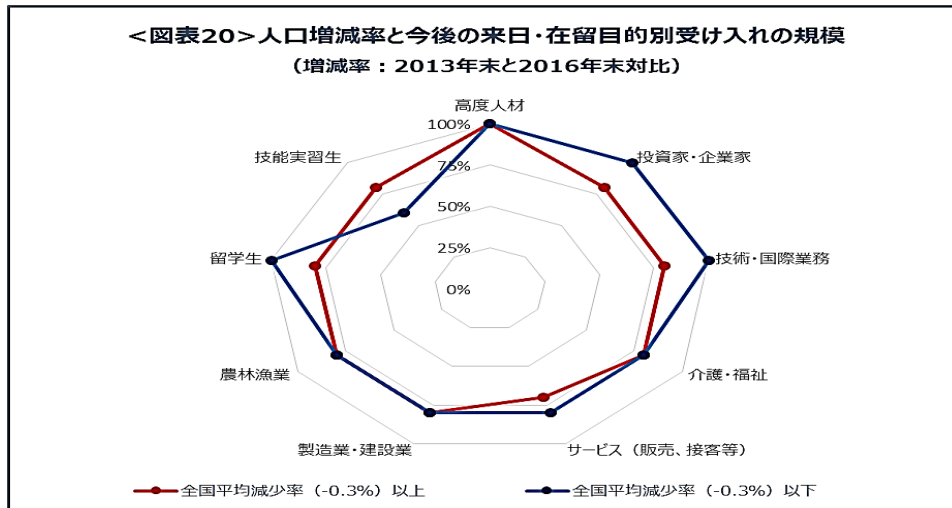
外国人の受け入れに開放的な政府の政策に対する消極的なスタンスは、今後の来日・在留目的別の受け入れ規模の結果からも確認できる。〈図表 18-1〉、〈図表 18-2〉からわかるように、都道府県、政令指定都市ともに、受け入れの拡大に好意的なのは、これまで積極的に認めてきた「高度人材」、「投資家・企業家」、「専門職・技術職」、「留学生」であり、とりわけ受け入れの対象として最も期待されているのは、「高度人材」と「留学生」である（図表 19）。さらに、「わからない」が「一層増加させるべき」に並ぶまたは超える水準にあり、「現在のレベルを維持すべき」との意見も少ないものの存在するなど、これまでも人材としての呼び込みを積極的に進め、日本社会での定着を促している高度人材、留学生であっても、その受け入れの拡大にそれほど積極的ではない様子が読み取れる。



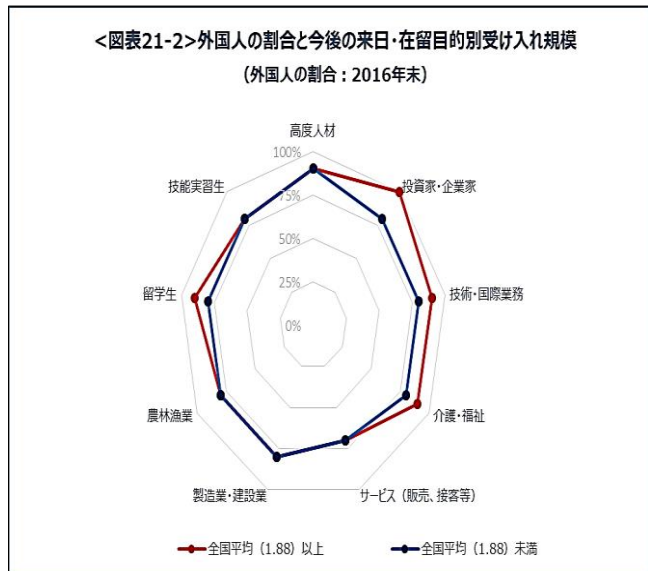
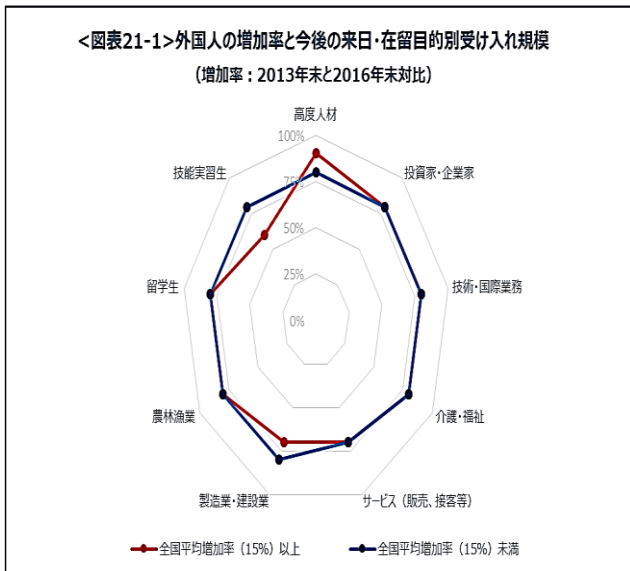
ただし、地域の人口・外国人の動向からみると、受け入れへの期待における違いがみられる。まず、3年前の2013年からの人口増減率を算出し、全国平均減少率（-0.3%）を基準に来日・在留目的別の受け入れ規模の期待度を表した〈図表 20〉をみると、人口の減少率が全国平均より緩やかな自治体は、専門職・技術職と留学生の受け入れ拡大への期待は高い反面、技能実習生への期待は低いことがわかる。それに対して、人口の減少率が全国平均より高い自治体は、高度人材への期待は高いものの、その他の外国人に対する目立った特徴はみられない。

外国人にかかわる指標からみると、外国人の増加率が高い自治体は、そうでない自治体に比べて、高度人材を求める一方、製造業・建設業と技能実習生への期待は相対的に低い（図表 21-1）。また、外国人の割合が相対的に高い自治体は、労働集約的職種・業種よりは、専門的知識・スキルを有する人材への期待が高い（図表 21-2）。

るのはやや難があるものの、2015年の調査で、外国人介護人材の受け入れについて「人口減少下ではやむをえない」、国家戦略特区の活用について「まずは実施の動向をみて判断したい」、建設・造船分野における受け入れについて「人材確保のためにはやむをえない」と回答した自治体が、今回の調査で、「評価する」、「ある程度評価する」を選択する傾向が強くみられた。この結果からも、日本に移り住み働く新たな外国人の受け入れを積極的にとらえるのではないことが読み取れる。



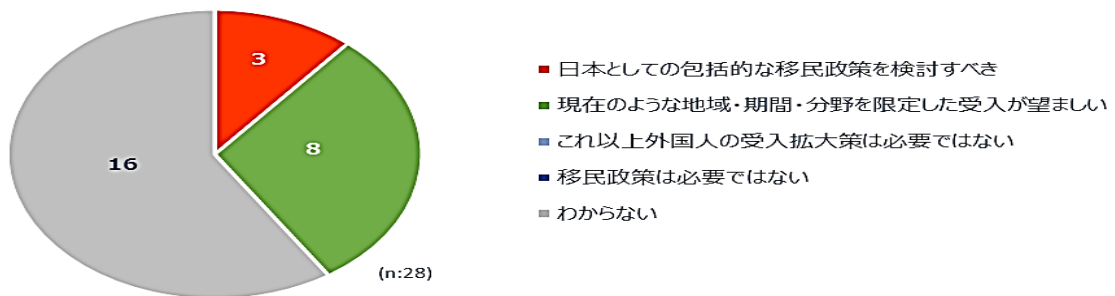
こうした地域の人口・外国人の動向による差異は、地域での働き手の確保の現状、新たな働き手の受容力の現状を表していると考えられる。他の地域より人口減少が緩やかな自治体、または外国人の増加率と割合が高い地域は、一定の産業集積があり、雇用機会や給与水準の基礎条件が整っているだけでなく、高等学校等教育環境も整備されている。そのため、技能実習生への期待は低く、外国人専門職・技術職や留学生などのへの期待は高いのであろう。他方、人口減少が進み、外国人の増加も相対的に緩い自治体は、労働集約型産業・職種が産業の中心をなすため、雇用環境の改善や新たな産業の創出のためのコストを考えると、高度人材、専門人材を含み、外から新たな働き手を確保することに消極的になりやすい。従って、働き手の確保も現在の枠組みのなかで実質的に雇用できるルートに依存しやすいと思われる。今回の調査で、外国人の増加が相対的に緩く、地域の外国人就労者のうち、技能実習生の割合あるいは増加率の高い自治体において技能実習生の受け入れの増加を求める傾向が顕著にみられたことが、自治体による働き手の確保の現状、新たな働き手の受容力の限界をよく物語っているといえよう。



(3-1) 移民政策について (図表)

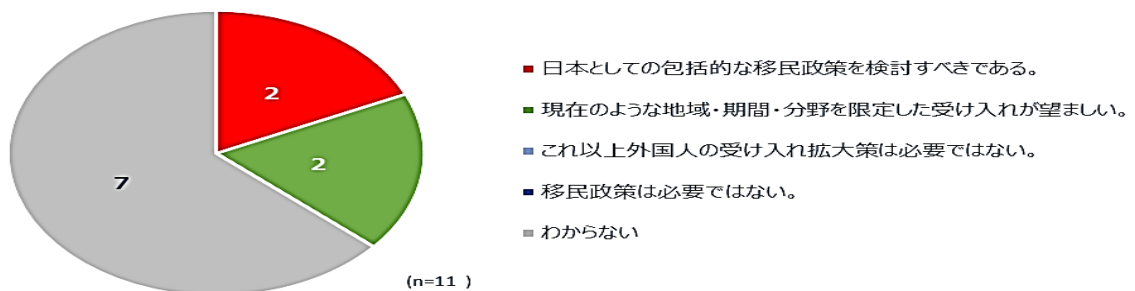
設問 10：政府は、「移民政策とは誤解されないように」と移民政策の明確な否定の上、受け入れルートの多様化を通じて労働力の受け入れを積極的に促進しており、今後の日本の外国人への依存は否定なく強まると思われます。政府が取るべき外国人受入政策についてどのようにお考えでしょうか。(単数回答)

<図表22-1> 政府が取るべき外国人受入政策(都道府県)



注：但し、無回答（3件）があったため、サンプル数は「28」となる。

<図表22-2> 政府が取るべき外国人受入政策 (政令指定都市)



注：但し、無回答（2件）があったため、サンプル数は「n=11」となる。

設問 10-2：「日本として包括的な移民政策を検討すべき」と回答した方は、その理由は何でしょうか。(複数回答)

<図表23-1> 包括的な移民政策が必要な理由 (都道府県) (n=3)

人口減少のなか、日本社会の持続のためには外国人の力が不可欠であるため	1
予算・人員の確保、プログラムの開発など、外国籍住民および外国にルーツをもつ住民への行政サービスの充実化のため	1
国際競争力の強化、中長期的な産業の維持・拡大を図るため	1
活発化しているグローバルな人の移動への対応のため	1
その他：すでに多数の外国人が日本で暮らしているにもかかわらず、彼らの受入や支援に関する国の指針がなく、制度が整備されているとは言いがたいため	1

＜図表23-2＞ 包括的な移民政策が必要な理由（政令指定都市） (n=2)

人口減少のなか、日本社会の持続のためには外国人の力が不可欠であるため	2
予算・人員の確保、プログラムの開発など、外国籍住民および外国にルーツをもつ住民への行政サービスの充実化のため	1
国際競争力の強化、中長期的な産業の維持・拡大を図るため	1
活発化しているグローバルな人の移動への対応のため	0
その他	0

設問 10-3：「日本として包括的な移民政策を検討すべき」と回答した方は、包括的な移民政策を検討するにあたって必要な具体策について、どのようにお考えでしょうか。（それぞれの項目につき、一つを選択）

＜図表24-1＞包括的な移民政策に必要な具体策(都道府県) (n=3)

	必要である	ある程度必要である	あまり必要ではない	必要ではない	分からない
外国にルーツを持つ子供に対する就学・教育 支援制度の構築	1	2	0	0	0
日本語など社会統合講習のための体制作り	2	1	0	0	0
外国人住民のための行政サービスの拡充化	1	2	0	0	0
外国人を労働者として受け入れる仕組みの構築	1	2	0	0	0
職業訓練など労働市場統合の体制作り	1	2	0	0	0
外国人関連政策を統括する政府機関の創設	1	1	1	0	0
その他	0	0	0	0	0

＜図表24-2＞ 包括的な移民政策に必要な具体策（政令指定都市） (n=2)

	必要である	ある程度必要である	あまり必要ではない	必要ではない	分からない
外国にルーツを持つ子供に対する就学・教育 支援制度の構築	2	0	0	0	0
日本語など社会統合講習のための体制作り	2	0	0	0	0
外国人住民のための行政サービスの拡充化	2	0	0	0	0
外国人を労働者として受け入れる仕組みの構築	2	0	0	0	0
職業訓練など労働市場統合の体制作り	2	0	0	0	0
外国人関連政策を統括する政府機関の創設	2	0	0	0	0
その他: 日本語能力向上の取り組み(研修の整備と日本語能力の一定レベルの習得を在留資格の要件とすること)	1	0	0	0	0

(3-2) 政府がとるべき移民政策について（分析）

・まだ見えない移民政策の方向性

政府が取るべき外国人受け入れ政策として、「日本としての包括的な移民政策を検討すべき」が、都道府県 10%（3 件）、政令指定都市 18%（2 件）、「現在のような地域・期間・分野を限定した受入が望ましい」が、都道府県 28%（8 件）、政令指定都市 18%（2 件）となる。一方、「これ以上外国人の受け入れ拡大策は必要ではない」、「移民政策は必要ではない」は皆無であったが、「わからない」と回答した自治体が、都道府県 57%（16 件）、政令指定都市 63%（7 件）上ったことには留意すべきだろう（図表 22-1、図表 22-2）。つまり、この回答結果をみる限り、現在のような受け入れに対する肯定は、積極的な評価に基づくものではないことが読み取れ、新たな外国人にかかわる政府の受け入れ拡大・促進政策（設問 8）と今後の受け入れ規模（設問 9）においてみられた消極的な姿勢と齟齬はない。

さらに、留意したいのは、**移民政策の必要性を肯定する自治体と、現在の受け入れを肯定する自治体の属性における違いがみられたこと**である。現在のような受け入れを選択した自治体は、移民政策を検討すべきと回答した自治体に比べて、相対的に外国人住民が少なく、地域の総人口に占める外国人住民の割合も低い。また、外国人住民の増加が日本人住民の減少を補填しているものの、その影響は限定的で、地域の総人口の減少がより進展している。こうした自治体にとって、新しい行政領域である多文化共生の施策順位は高くなりやすく、外国人の受け入れと受け入れ後の体制整備に向けて能動的になりやすいだろう。それゆえ、教育や年金、医療、福祉などの社会政策上のコストとリスクを回避できる形の外国人の導入を好むことになることは想像に難くないだろう。¹⁵

一方、**移民政策を検討すべきと回答した都道府県は、相対的に外国人人口が多く、新たな外国人住民の増加を受け、様々な施策やプログラムに取り組んできた経験やノウハウを蓄積している**。ひいては、2015 年の調査で「わからない」（2 件）、「その他：国における議論を見守りたい」（1 件）を選択し、移民政策についての明確な方向性を有していなかった都道府県が、今回の調査で「日本としての包括的な移民政策を検討すべき」を選択したことに注目したい。¹⁶ こうした移民政策の必要性についての認識の変化がみられる自治体は、外国人人口が少なく、多文化共生施策の蓄積が乏しい地域に比べて、外国人住民を巡る課題により効果的な対応を行える可能性が高い。

それにもかかわらず、**国レベルの政策の必要性を強く認識するにいたったのは、様々な施策に取り組んだ経験から、外国人をめぐる労働、子供の教育、医療、社会福祉サービスなどの諸問題を解決するための体制・制度の構築は、地方自治体レベルだけでは到底できないと認識したためと考えられる**。なぜなら、移民政策を検討する上で必要な具体的な方策として、国レベルにおいて、外国人を受け入れる体制と、受け入れた後より安定的な生活を営めるような環境づくり両方の取り組みが必要との認識が明確にみられたからである（図表 30-1、図表 30-2）。国の政策として移民政策を否定するのが政府のスタンスであるために、受け入れた外国人にかかわる諸問題の解決のほぼすべてが地域と地方自治体

¹⁵ 2015 年と 2016 年ともアンケートに回答した都道府県のうち、「現在のような地域・期間・分野を限定した受入が望ましい」を選択した自治体（4 件）は、2015 年の調査では「慎重な検討が必要だが、今後検討する必要がある」を選択した。この回答の連関からのみ判断するならば、移民政策の検討の必要性は一定程度認めるものの、これまで受け入れ準備および実績がほとんどないなか、段階的または限定的な受け入れのような慎重な態度を望むと解釈することもできよう。

¹⁶ 今回の調査で「日本として包括的な移民政策を検討すべき」と回答した政令指定都市（2 件）は、2015 年の調査ではアンケートに回答していないため、認識の変化を確認することができなかった。また、2015 年の調査で唯一「日本としての移民政策を検討すべき」と回答した自治体は、今回のアンケートに回答していないため、移民政策への認識を確認することができなかった。

任せにされ、これが自治体にとっての負担の増加とある種の「疲れ」となり、国レベルの積極的な責任負担への要求につながったととらえることができよう。

3) 終わりに

日本では、「移民」を巡る 이슈が国レベルの政策的課題として認識されておらず、国策としての移民政策も不在の状態が続いている。無論これまで政府レベルにおいても、「生活者としての外国人」に関する「総合的対応策」の策定(2006年12月、外国人労働者問題関係省庁連絡会議)、「地域における多文化共生推進プラン」の策定(2006年3月)、定住外国人支援室の設置(2009年1月、内閣府)など、日本で生活する外国人を巡る課題への取り組みは存在したが、その規模や内容は非常に限定的であり、取り組みから10年以上経過した現在、更なる取り組みや、新しい政策は打ち出されていない。

しかしながら、今回のアンケート調査を実施した背景としても述べたように、近年少子高齢化と労働人口の減少、それに伴う経済の衰退へ懸念を背景に政府は、どの分野にどのように外国人を受け入れていくかに基づき、外国人の就労機会を増やす制度整備を活発に進めている。移民政策自体は否定しているとはいえ、結果として、日本社会に根を下ろす外国人住民・移民が増えることで、外国人・移民と暮らす移民社会としての日本は着実に進んでいくことになるだろう。

それゆえに、現在のような外国人の統合(包摂)をめぐる政策、とりわけ政府による取り組みの停滞状態は、移民社会化する日本における多文化共生社会のためのインフラの整備を遅らせ、地域社会と外国人・移民両方の満足度を損なう可能性が高い。つまり、ホスト社会である日本が、日本に移り住み働く外国人・移民との関係を良好なものとするための環境をどう整えるかが、現在問われているのであろう。

今回のアンケート調査において明らかになった現在の多文化共生施策・取り組みの現状からは、課題解決に向けて有効な視点、すなわち現実を直視しながら、多文化共生社会と外国人がもたらす多様性を積極的にとらえる視点が、課題解決と新たな取り組みにつながる可能性が高いことが示唆された。また、多文化共生社会の推進のための基礎づくりが依然として重要課題に位置づけられている、これまでの構図から脱却するには、法制度の整備など外国人の統合・包摂に向けた政府の総合的方針に基づく具体的なモデルの提示と支援を急がせる必要があることが再確認できた。

一方、外国人・移民の受け入れ(移民政策)に否定的もしくは消極的な態度の背景には、治安の悪化や労働条件の悪化といった外国人・移民の増加による懸念が存在するが、今回の調査からは、外国人人口の多少や増加率、在留資格の特色、地域ブロックなどにかかわらず、治安と労働条件の悪化に対する懸念は非常に低いことが確認できた。また、外国人の増加によるメリットに対する評価と、受け入れ対象・規模への期待が、地域の外国人住民の特色を反映していることは、どのような受け入れ方が外国人のもたらす多様性を地域社会のメリットとして変えられるかについてのヒントとなりえるものである。

さらに、相対的に外国人人口が多く、新たな外国人住民の増加を受け、様々な施策やプログラムに取り組んできた経験値やノウハウの蓄積を有している自治体から、移民政策を必要と考える認識の変化がみられたことから、国の政策として移民政策の否定が、自治体にとって行政サービスの向上と、外国人住民の定着の求心力の向上いずれも望めそうにない現状を生み出す側面があることが示唆された。

以上のような今回の調査結果から得られた視点は、日本が既に日本に暮らす外国人と、またこれから日本に移り住み働く外国人との良好な関係を構築するための準備と対策を検討するうえで、欠かすことができないものであるといえよう。

・資料編

本報告書で分析を行ったアンケートの設問は下記の通りである。

「多文化共生と外国人受け入れについてのアンケート 2017」

1. 自治体：

担当課名：

記入者名・メールアドレス：

*在留外国人の現状について（政令指定都市のみ）

(1) 貴自治体の在住外国人の在留資格についてお聞きします。次の在留資格のうち、多いものから順番に、番号をお付けください。

	技術・人文 知識・国際 業務	技能	高度 専門職	その他の 就労資格者	留学	技能 実習	永住者	特別 永住者	定住者	日本人の 配偶者等
記入例	3				1	4	2			

*その他の就労資格者とは、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「企業内転勤」を指す。

(1-2) 貴自治体において、最近3年間、在住外国人の全体人口に占める割合が拡大した在留資格上位3つをお書きください。

--

2. 現行の多文化共生施策について

(1) 貴自治体の現在の多文化共生施策・取り組みについて、どのようなお考えでしょうか。次のa～kについて、それぞれお答えください。

	進んで いる	ある程度 進んでいる	あまり 進んでいない	取り組んで いない	わから ない
a. 外国人に対する日本語教室・教育への支援	5	4	3	2	1
b. 多言語による情報提供（日本の法制度・ルール、行政サービス等）	5	4	3	2	1
c. 外国にルーツをもつ子供に対する就学・教育支援	5	4	3	2	1
d. 就労・労務相談	5	4	3	2	1

e. 各種生活相談	5	4	3	2	1
f. 在住外国人のための防災対策	5	4	3	2	1
g. 外国人住民コミュニティの形成支援	5	4	3	2	1
h. 外国人住民に対する地域活動(自治会、町内会等)への参加促進	5	4	3	2	1
i. 日本人住民に対する異文化理解教育や差別・偏見をなくす啓発	5	4	3	2	1
j. 人材育成(多文化共生担当職員・相談員に対する研修・研究会)	5	4	3	2	1
k. その他	5	4	3	2	1

(1-2) 「k. その他」と回答された方は、その取り組みを具体的にお書きください。

(2) 過去2年間で新たに始めた、または現在検討中の多文化共生施策・取り組みがありましたら、その内容をお書きください。

(3) 貴自治体において多文化共生施策・取り組みを実施する理由は何でしょうか。最も当てはまるもの1つに○印をお付けください。

a. 地域の人口減少への対応策として新たな外国人住民の定住化を促進するため

b. 来日・在住する外国人の増加に対応するため

c. 国際交流を通じた地域の国際化を促進するため

d. 地域の住民への行政サービスの一環として

e. 地域経済の活性化のためのインフラ整備として

f. その他(具体的にお書きください)

(4) 地域における多文化共生への取り組みを行ったことによる地域住民と企業などの意識変化について、どのようにお考えでしょうか。次のa～fについて、それぞれお答えください。

	そう 思う	ある程度 そう思う	あまり そう思わない	まったく そう思わない	わから ない
a. 多文化共生の更なる取り組みを進めるべきとの要望が増えた	5	4	3	2	1
b. 雇用・就労支援に関する企業からの要望が増えた	5	4	3	2	1

c. 日本人住民による取り組み（交流会、日本語教室等）が増えた	5	4	3	2	1
d. 外国人住民による地域社会への参加・参画が増えた	5	4	3	2	1
e. 外国人住民と日本人住民とのトラブルをめぐる相談が減った	5	4	3	2	1
f. その他	5	4	3	2	1

(4-2) 「f. その他」と回答された方は、その変化について具体的にお書きください。

(5) 現在の多文化共生政策の課題について、どのようにお考えでしょうか。次の a~l について、それぞれお答えください。

	そう思う（課題である）	ある程度 そう思う	あまりそう 思わない	まったく そう思わない	わから ない
a. 外国人住民の増加に伴う現状・実態の把握	5	4	3	2	1
b. 自治体の予算・担当人員の確保	5	4	3	2	1
c. 外国人住民の多国籍化による多言語・個別対応	5	4	3	2	1
d. 防災を含む外国人に対する情報提供	5	4	3	2	1
e. 学校現場での対応	5	4	3	2	1
f. 医療現場での対応	5	4	3	2	1
g. 労働・就労に関連する問題への対応	5	4	3	2	1
h. 外国人住民と日本人住民とのコミュニケーション	5	4	3	2	1
i. 外国人住民の社会参画の促進および活用	5	4	3	2	1
j. 地域での担い手・リーダー（日本人・外国人）の養成・育成	5	4	3	2	1
k. 日本人住民に対する意識啓発および関連支援	5	4	3	2	1
l. その他	5	4	3	2	1

(5-2) 「l. その他」と回答された方は、その課題について具体的にお書きください。

3. 外国人・移民の受け入れ拡大について

(6) 近年、日本で就労・生活する外国人の方が増えています。貴自治体において来日・在住する外国人の今後の動向についてどのようにお考えでしょうか。該当するもの1つに○印をお付けください。

一層増加	若干増加	現状維持	若干減少	かなり減少	わからない
6	5	4	3	2	1

(7) 地域で就労・生活する外国人の方が増加することについて、どのようにお考えでしょうか。次のa～oについて、それぞれお答えください。

	そう思う	ある程度 そう思う	あまり そう思わない	まったく そう思わない	わから ない
a. 起業などにより新たな地域産業・雇用の創出につながる	5	4	3	2	1
b. 地域の魅力（文化や伝統など）を伝える橋渡しとなる	5	4	3	2	1
c. 国際交流により地域の国際化が進む	5	4	3	2	1
d. 地域の人手不足の解消のため重要な働き手となる	5	4	3	2	1
e. タックスペイヤー（納税者）として地域の税収増となる	5	4	3	2	1
f. 結婚、出産等により地域の人口増につながる	5	4	3	2	1
g. 地域活動（自治会や町内会等）の担い手となる	5	4	3	2	1
h. 日本の教育機関および日本人学生に国際的な環境をもたらす	5	4	3	2	1
i. 職場における人材育成や生産性の見直しのよい機会となる	5	4	3	2	1
j. 行政コストが増加する	5	4	3	2	1
k. 日本人住民を含む地域でのトラブルが増加する	5	4	3	2	1
l. 地域の治安悪化につながる	5	4	3	2	1
m. 日本人の仕事や労働条件に好ましくない影響を与える	5	4	3	2	1
n. 学校教育におけるカリキュラム・学生管理等の負担が増す	5	4	3	2	1
o. その他	5	4	3	2	1

(7-2) 「o. その他」と回答された方は、そのお考えを具体的にお書きください。

(8) 現在、政府が進めている外国人の受け入れ・就労を促進する政策・施策について、どのようにお考えでしょうか。次の a～e の項目について、それぞれお答えください。

	評価する	ある程度 評価する	あまり 評価しない	まったく 評価しない	わから ない
a. 高度外国人材の優遇措置とポイント制の要件緩和	5	4	3	2	1
b. 介護分野における受け入れと就労促進（経済連携に基づく受け入れ拡大と支援強化、在留資格「介護」の新設）	5	4	3	2	1
c. 国家戦略特区の積極的利用による受け入れ規制緩和（外国人家事支援人材、農業人材、創業人材、クールジャパン人材等）	5	4	3	2	1
d. 特定分野における働き手の時限的な受け入れ（外国人建設就労者受け入れ事業、外国人造船就労者受入事業）	5	4	3	2	1
e. 外国人技能実習制度の監理強化と制度拡大（監理機構の新設、介護等対象職種の拡大、期間延長、受け入れ枠の拡大等）	5	4	3	2	1

(8-2) 上記の質問で、「評価する」、「ある程度評価」と回答した項目のある方は、その理由をお書きください。

(8-3) 上記の質問で、「あまり評価しない」、「まったく評価しない」と回答した項目のある方は、その理由をお書きください。

(9) 近年の外国人入国者数の増加に加え、政府の外国人の受け入れ・就労促進の政策・施策などにより、来日・在住する外国人の目的も多様化しています。貴自治体は、次の a～i の来日・在住目的別の受け入れ規模についてどのようにお考えでしょうか。それぞれお答えください。

	一層増加 させる べき	若干増加 させる べき	現在のレベ ルを維持 すべき	若干 減らす べき	かなり 減らす べき	わか らな い
a. 高度な技術・知識を有する高度人材・管理職	6	5	4	3	2	1
b. 外国人投資家・企業家	6	5	4	3	2	1
c. 技術・国際業務など専門的・技術的業務従事者	6	5	4	3	2	1

d. 福祉・介護サービス従事者	6	5	4	3	2	1
e. 美容・販売・接客・調理等のサービス従事者	6	5	4	3	2	1
f. 製造業・建設業等の現業職	6	5	4	3	2	1
g. 農林漁業従事者	6	5	4	3	2	1
h. 外国人留学生	6	5	4	3	2	1
i. 外国人技能実習生	6	5	4	3	2	1

4. 移民政策について

(10) 政府は、「移民政策とは誤解されないように」と移民政策の明確な否定の上、上記の受け入れルートが多様化を通じて労働力の受け入れを積極的に促進しており、今後日本の外国人への依存は否定なく強まると思われます。政府が取るべき外国人受け入れ政策についてどのようにお考えでしょうか。該当する もの1つに○印をお付けください。

- a. 日本としての包括的な移民政策を検討すべきである。
- b. 現在のような地域・期間・分野を限定した受け入れが望ましい。
- c. これ以上外国人の受け入れ拡大策は必要ではない。
- d. 移民政策は必要ではない。
- e. わからない

(10-2) 「a. 日本としての包括的な移民政策を検討すべきである」と回答した方にお聞きします。その理由は何でしょうか。該当するものすべてに○印をつけてください。

- a. 人口減少のなか、日本社会の持続のためには外国人の力が不可欠であるため
- b. 予算・人員の確保、プログラムの開発など、外国籍住民および外国にルーツをもつ住民への行政サービスの充実化のため
- c. 国際競争力の強化、中長期的な産業の維持・拡大を図るため
- d. 活発化しているグローバルな人の移動への対応のため
- f. その他（具体的にお書きください）

(10-3) 「a. 日本としての包括的な移民政策を検討すべきである」と回答した方にお聞きします。包括的な移民政策を検討するにあたって必要な具体策につき、どのようにお考えでしょうか。次の a～g について、それぞれお答えください。

	必要である	ある程度必要である	あまり必要でない	必要ではない	わからない
a. 外国にルーツを持つ子供に対する就学・教育支援制度の構築	5	4	3	2	1
b. 日本語など社会統合講習のための体制作り	5	4	3	2	1
c. 外国人住民のための行政サービスの拡充化	5	4	3	2	1
d. 外国人を労働者として受け入れる仕組みの構築	5	4	3	2	1
e. 職業訓練など労働市場統合の体制作り	5	4	3	2	1
f. 外国人関連政策を統括する政府機関の創設	5	4	3	2	1

g. その他	5	4	3	2	1
--------	---	---	---	---	---

(10-3-2) 「g. その他」と回答された方は、そのお考えを具体的にお書きください。

(10-4) 「d. 移民政策は必要ではない」と回答した方にお聞きします。その理由は何でしょうか。該当するものすべてに○印をつけてください。

- a. 現行の出入国管理および多文化共生施策で十分対応可能であるため
 - b. 移民政策により外国から移民国家と見なされるのを避けるため
 - c. 新たな人員確保や、施策実施による国・地方の支出増加で財政状況が悪化するため
 - d. その他（具体的にお書きください）

5. 自由回答欄

(11) その他、日本における多文化共生施策・取り組みや、在住外国人の現状などについてご意見等がありましたら、自由にお書きください。

日本の地方自治体における多文化共生の現在と今後

「多文化共生と外国人受け入れについてのアンケート調査 2017」

調査報告書(概要版)

2018年2月 発行

調査主体・発行 公益財団法人 日本国際交流センター

〒 107-0052 東京都港区赤坂 1-1-1 2 明産溜池ビル 7 階

TEL: (03)6277-7781 FAX: (03)6277-6712

URL: www.jcie.or.jp

*本アンケート調査は、(一社)MRAハウスからの助成により実施しました。ただし、本報告書の内容はアンケート調査の結果をふまえた担当者の見解によるものであり、助成元のものではありません。なお、本書に関するご照会は担当の李恵珍宛にお願いいたします。(Mail: hjlee@jcie.or.jp)